

(第三部)  
第二十四回 參議院法務委員會會議錄第二十號

昭和三十一年五月十七日(木曜日)午前  
十一時七分開会

法務大臣 牧野良三君  
國務大臣 大藏唯男君

して泉山三六さん、吉田法晴さん、西郷吉之助さんが選任せられました。

所設置され、昭和二十二年より、  
それぞれ事業を開始し、現在に至

く取して、虚飾あくなき生活をほ  
しいままにしている業者の利益代弁

五月十六日委員川村松助君、井上知治君及び藤原道子君辞任につき、その補欠として泉山三六君、西郷吉之助君及び吉田法晴君を議長において指名した。

岩澤忠恭君、泉山三六君、吉田法晴君及び小林亦治君辞任につき、その補欠として菊田七平君、島津忠彦君、西岡ハル君、井上清一君、龜田得治君及び藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り

理事

委員

國務大臣	羽仁 五郎君	務委員会を開会いたしました。
衆議院議員	市川 勇枝君	議事に入る前に委員の変更について
椎名	隆君	御報告をいたします。五月十六日付川
		村松助さん、藤原道子さん、井上知治
		さんがそれぞれ辞任され、その補欠と

○最高裁判所長官 平賀 健太君  
代理者(事務総局) 宇田川潤四郎君  
局家庭局長

○本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○壳春防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○接收不動産に関する借地借家臨時処理法案(衆議院提出)(第二十三回国会継続)

○委員長(高田なほ子君) 壳春防止法案を議題に供します。

質疑に入ります前に、ここに数々の要望書が参っておりますので、御披露を申し上げます。

○委員長(高田なほ子君) 欠理事補欠互選の件を議題に供します。本委員会の理事が欠員のままになつておりますので、これよりその補欠互選を行います。

互選はその指名を委員長に御一年願うこととして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(高田なほ子君) 御異議ない

と認め、理事に龜田得治さんを指名いたします。

○委員長(高田なほ子君) 壱春防止法案を議題に供します。  
質疑に入ります前に、ここに数々の要望書が参っておりますので、御披露を申し上げます。

全国婦人福祉施設連合会は、昭和二十二年十一月の次官会議決定の「私娼の取締り並びに発生の防止及び保護対策」にもとづき厚生省社会局長より発せられた「婦人保護要綱」により、全国の主要都市に十七カ

所設置され、昭和二十一年より、  
それぞれ事業を開始し、現在に至つたものであります。われわれはその事業の性質上、今回政府提案によつて国会に提出された「堺春防止法案」の成立を強く望んでおります。  
またその成立への期待は、年来の非願であつたのであります。

事業開始以来、赤線、青線区域の泥沼に呻吟しているか弱き女性を救出し、また、それらの区域に転落したような女性を保護取容し、彼女等の更生を補導する機関として存在するわれわれの施設は、たとえその数において、また、その規模において、小なりといえども、その果して来たことは、役割は貴重なものであったことは、自負してはばからないと思います。  
しかして今後も施設の総力をあげて、これら、女性の更生のために努力を傾倒するものであることは言うまでもありません。

しかしながら、堺春禁止と保護更生の国内立法なきため、これらの女性の救出並びに保護にまたその転落防止に、われわれの活動が万全を期し得なかつたことが、われわれの過去の経験です。また遺憾のきわみでありました。故に今回の「堺春防止法案」は、われわれの活動をより活発にし、その保護更生により以上の効果あらしめるものと期待し、その成立を強く待望しているものであります。

われわれの施設の活動がたとえ小さなりといえども、法案成立の瞬間に、は、その絶力をあげて、彼女等の保護更生と転落防止の活動をより積極化し、法案の明文化されている保護更生施策の整備充実される日までのつなぎの役割を果さんものと、各施設とも着々と内部の整備に、経営當の強化につとめつつ、覚悟をあらたに期待しております。

われわれの施設の活動がたとえ小なりともいえども、法案成立の瞬には、その総力をあげて、彼女等の保護更生と転落防止の活動をより積極化し、法案の明文化されている保護更生施策の整備充実される日までのつなぎの役割を果さんものと、各施設とも色々と内部の整備に、経営の強化につとめつつ、覚悟をあらたに期待しております。

昭和三十一年五月十七日  
全国婦人福祉施設連合会  
会長 濱川八十雄

法務委員長高田なほ子 謂  
加盟施設 宮城県宮城野婦人寮 救世軍婦人寮  
東京都慈愛寮 比治谷女子学園  
神奈川県むつみ寮 比治谷女子学園  
愛知県アソカ学園  
大阪府生野学園  
兵庫県神戸婦人寮 救世軍朝光寮  
福岡県姫路婦人寮 福岡婦人寮  
北九州婦人寮

ち、更生を助ける、こうした記録映画を作成して明るい日本の建設を目指された非常な努力が続けられ、すでに国債は、五万部という非常に大量な成果を上げられて、本日ここにこのものを、まだここにあります。御持委下さいまして、どうぞ委員の方々に御披露を願いたいということをございました。これから御審議をしていただくわけですが、前もってこうした御要望がありましたとということを御披露申し上げまして御報告にかえたいと存じます。

それでは本案について御質疑のおありの方は順次御発言を願います。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高田なほ子君) 速記を起して。

○松尾吉君 妊春防止という問題に關しまして、数年前から国会においてこういう法律の制定を要望しておったことはこれは顯著な事実であります。私も壳春防止ということに向つては少しも反対ではございません。一体尊き節操を守らなければならぬ婦女が、その原因のいかんを問わず、春を賣るというようなことが、國において認められるというようなことは絶対に不可であることは言うまでもありません。こういう意味においてわが國が數百年前から行なわれておつたいわゆる春笑問題、いわゆる娼妓だとか女郎などと難の的になつておつた事実も明らかであります。

しかしながら性の問題は必らずしも理屈通りには參りませんので、そういう

○委員長(高田なほ子君) 速記を起  
して。

うようないわゆる掛け口というものが、確かに、わが国においてもまた諸外国においても、そういうような制度が認められ、ある地域を限つてその地域内においてそういう行動をするのを認められておつたということは、これは事實の証するところでありますから、これらの点につきましては、人生の上において考えて考えなければならない問題であることは言うまでもございませんが、しかして戰後においてわが国が世界のどの国よりもこういうような行動がしきりに行われておるということについて、はなはだ国民として遺憾に思うておった点も明らかであります。ゆえにこういう問題についてこれを防止しなければならぬということにおいて、国民が関心をもつておつたことは言うまでもありませんし、なんかく御婦人の方がそういうような立場における婦女に対して同情するという意味から、また婦人の地位を向上するという意味から、こういう法案の必要であることを強調されておつたことについて私どもはその御婦人の御意見に向つては全然賛成を表するものであります。

ところが先年この法案が衆議院において否決せられましたことは、どういいう理由であったかというと、これらの春行行為に従事する婦人は、ただ自分みずから好んでこういうような醜態を喫むものではない、あるいは父母の生活のために、あるいは子女の教育のためにやむを得ず金を得なければならぬというようなことのため、泣く泣く世人のいやがるような業務に従事しておつたことは事実でありますから、こ

を設けずして、たゞ頭からこれを防止することになつてくると、そういうような悲境にある婦女をますます悲境に陥らしむるがゆえに、政府としてはこれらとの保譲更生の施策を講じた上でやろうではないかといふ意味において、衆議院において否決せられたといふことをもこれは顯著な事実であります。今回そういうようなことが認められまして、たくさんではないけれども少しばかりの予算が与れたということは、実際にけつこうであるから、この青春といふものを贅するということはこれはもうおそれく何人も異論はありません。私どもももちろん賛成です。賛成であるから今後はそういうような醜行爲に従事しておった婦女をほんとうに更生させるために、真にこの更生の目的を達成するような施策をとらなければならぬ、その意味において本法案の中にいわゆる保護更生の規定を設けられたことも実にけつこうである。これらのものはこの法案が成立すると同時に、これを実施して、それらの悲しまべき婦女の地位を向上發展せしむることはいいと思います。この意味において私は絶対に賛成です。ただしこで考えてなければならないことは、一体こういうような不都合なことをしておるということはよくないということで、たとえおつたときには、アメリカ軍が日本に駐在をして、そうしてこういうようなものについては何らかのはけ口だけはこしらえてくれなければ、アメリカ人が婦女に対してどういう暴行をし、秩序を乱すかもわからぬからということで、日本政府に要請し、政府は公けにこれ

も、内面いわゆる秘密であるかのこととくして、その実公けにもとの業者を呼んで、何とかして一つそういうふうな赤線をいわゆる禁ずることは非常にいことを要求せられて、それに応じてできたものがいわゆる赤線であるということは皆様御承知の通り、そこでこの赤線をいわゆる禁ずることは非常にいことであるが、しかしそういう要請に応じてこれらの仕事をやつておった人間を一朝にしてこれをすぐにやめさせてしまうということになつてくると、そういう業務に従事しておった人のやり方はいいことではありません、世間の人がなはだ卑しむ行動である、しかしながら自分がその仕事がきようからできないようになってくると、それらの人のいわゆる失業という現状を見なければならぬ、そこでこういうような人が日本にどのくらいあるかというと、少くとも数万人の人があると聞いておる、それならばこれを政府としては直ちに失業させて、それらの人を生活に困らせるようなことはこれはできないわけです。業者が五万だとすればその家族を加えれば少くとも二十五万、十万だとすれば少くとも五十万ある、そういう人の生活をできないようにするということは、これはもうう日本国民であるから政治家がこのままでおくことはできませんから、これらの方業者に対して、やはりいわゆる春発婦に対する保護更生が必要であると同時に、業者に対しても保護更生の必要を認めなければならぬ、そこでそれら業者に対してしかばどういうふうな保護更生をするかということにつきましては、政府においてこしらえ

題になりましたして、それは一つその問題については後日適当な時期をはからつて、この委員会を促進して、そしてそういうふうな人たちの保護更生の道をさらに審議しようではないか、ただしこれについて国家がお前方は失業するからその失業を救済する意味において相当の補助金を出してお前方の生活を保障しようというようなことは、わが国の財政上どうてい今日できない、そうすればどうすればいい、これはすなわち政治家として考えなければならぬことでありまして、私どもは与えるに時日をもつてするという以外に方法はないのじやなかろうか、こういうようにはいの私は考えております。ちょうどかの療術師といふもの、はり、きゅう、あんま、柔道整復師といふものを私は厚生大臣のときに認めまして、それ以外の電気療法だとか、あるいは紅療法だとか、いろいろの療法があるものの全部禁止してしまわなければならぬということはマッカーサー方面から指令があつたのであります。そういう業者をすぐに禁止するということになること、すぐにそれが失業するということになる。失業するとその失業者に向つて国家はこれを救済しなければならぬということは当然のことである。なぜかというと今まで政府はこれを認めておつたことをにわかに禁止するという以上は、失業状態に陥るから、これを保護してやらなければならぬということにおきまして、私はそれらの業者に対して、八年間だけは君方は業を続けよろしいから、その間において技術を練磨して、そうして國家試験を受け資格を取っておやりなさい、八年間

は、これは国家は保護する必要はないから、その八年の間にやりなさい。八年を経過してもなおそういう資格を取らざる自分の技術を練磨せずして業を廃するということは、これは厚生省の都合でできなかつたために、また国会の承認を得て三年間延ばして、この三年の間に自分たちの技術を練磨して試験を受けて、そうして生業に困らぬようにせよといふことが設けられたことは皆さん方御承知の通りであります。それと同じようこのいわゆる赤線ということで一応業者が許可されたようなものが、すぐきょうからその業を禁止せられて、あしたからすぐに失業するということは、これは救済しなければならぬ、救済するについてははどうするかというと、國家がこの財政の窮乏しておるときには金をもつて救済するということのできないことは、これは議論がありません。そうすると、残るところの問題は結局この業者に対して何ヵ年かの猶予を与えることが必要である、その与えられた期間内において業者が保護更生の道を考え、転業の方針を考究して、そうして万遗漏なきを期するということをしなければならぬ、それがこのいわゆる付則の第一項に、「第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。」というちようど二ヵ年間彼らの業務をすぐに禁止しないぞという、これが保護更生の規定であろうと思います。そこでこれだけの二ヵ年の期間にそれらの業者が保護更生もしくは転業の実をあげれば

けつこうなんです、できれば。できなければ三年というようなことにしても、彼女がほんとうに保護更生してゆく、今までの自分らのやつたことを反省して、国家のおかげでわれわれも正義に復すことができたと言つて喜ぶような方法をとることが政治家の務めである。ただお前方が今までやつておったようなことは婦人の節操をもてあそんで、それによつてお前方は利益を受けておつたんだからお前方のやり方は憎むべきであるから、すぐに禁止して、お前方は生活ができなくてもよろしいということは、これは政治家としては言わない。この付則の第一項において二ヵ年間施行を延期するということになつたこれら的精神は、私は大いにけつこうだと思いますが、ただ問題は二ヵ年間でいいか悪いか、もとは、原案は一年六ヵ月となつておつたのを、衆議院において二ヵ年ということになつたのでござりますが、二ヵ年でよいかどうか、私どもの方にきておるところの業者からなのによりますと、二ヵ年では困りますからぜひ一つ五年間にしてくれないかというようなどの大へんな陳情がやつてくる。私はそういうような人々の立場も考えてみてですね、なるほどそういうようなものも大いにこれは考えなければならないのじやなかろうか。実は私はけさ旅行から帰つたところが、きておつて、以前にきておつたものはほかの方に保管しておりますが、すいぶん多いのです。こういうようなもの二ヵ年でいいかどうか、これは業者に聞いて、二ヵ年でお前方は更生ができるのか、あるいは三ヵ年要るのかということを聞

非常によいのではなかろうかと思うのですが、しかしすでに衆議院において一年六ヶ月を二年に延期したらいで二ヵ年の余裕を得たのだから、業者はもうこの業務を禁止してあしたからお前が、それで一応満足しなければならぬ、こういうようにも思うのでござりますが、そういう点について一つ政府がお尋ねのお考へを承わりたい。それは二ヵ年で十分に保護の実をあげることもできるし、彼らも更生ができるということであれば、それでけつこうだと思うが、もしそれについて果して保護更生の道が完備するかどうかということに多少でも疑いがあれば、あるいは二ヵ年を三年にするとか、あるいは二年半にするとか、そういうことを聞くまでもないか、こういうことを一つ政府のお考へを承りてみたい。何も私は三年にしなければならぬということを固執するわけではありませんよ。業者がぐぐに生活ができないようにして、その業者を苦しめるということは政治家のやり方ではない。しかも彼らは好んでやつたのではなくて政府が口をきいてそいうものをやらしておつた、つまり赤線だ、それを今度は法案が通過をしたからといって、すぐにやめさせようということは、初めはアメリカ軍の巡洋艦によつて政府がやらせたものを、もうすぐになじってしまうということは、業者に対する保護が薄くはないかと、その点がどうであろうかということを思つだけですから、政府の御意見を二つ承つてみたい。

○政府委員(松原一春君) お答え申します。お話を通りにこの法案のねらいどころは婦女子が被害者の立場にあるということであつて、婦女子を罰する目的でござりますので、予算是今年ははなはだ乏しうございますが、明年からは大幅に取る予定を立てまして保護更正の面は明年四月一日から出発いたしますのでござります。これが強化せられますというと、いわゆる壳春にて従事しておる婦人の数字は減つていなく、減つていけばもう業者は立つ頬は立つないのであります。業者は業をする余地はない、業者に業をする余地を与えさせておけばいつまでたつてもこれは解決はつきません。そういうところから壳春対策審議会はます保護更生を先行させて、その実績によつて業者との他の壳春助長行為を処罰する、やめさせるという強制執行の方に向けたのであります。しかし、その期間は三十三年一月一日からという御答申があつたのであります。が、政府で立案の際にいろいろ研究した結果、年度の初めからがよからうというところで保護更正は三十二年四月一日より、その実績によつて業者その他の壳春助長行為に対する刑罰の事項は一年後の昭和三十三年四月一日から実施することが妥当であるというふうにきつたわけでございまして、業者の方でも私どもの聞いておるところでは、最初はよほどこれは転廃業をするのはかないというの覚悟をしておるのもあります。顧わくは業者の方におきましてもこういう時代であるということをば認識せられまして、一目も早く

転廻業のために努力せられたい、それが先に延ばせば延ばすほど、ほとんど法律の意味がなくなるのであります。せっかく画期的な文化立法ができますが、その方法につきましては荒春ましたことでございますから、この法律の意味を明らかにするためにもこの期間は三十三年四月一日が妥当と心得ますが、その方法につきましては荒春対策審議会の方ですでに議に上つて、転廻業するためにその家屋等をいかに利用すべきかといふことが議せられることがあります。いずれ適切な御答申があると思いますので、御答申を待つてよく研究いたしたいと思います。

業に適しないような箇所があつても、それは相当の期間を設けて、その期間内にこれを改造し、修築することがあります。こういう業務に従事しておった者は旅館営業は禁止してやらせないのであるというようなことにやるか、あるいはこういう業務に従事しておった人々を苦しめるのであるから、そういうようなことのないよう。それからまたこれらの業務に従事しておつた人々の居所、つまり建築物が、一つ所に密集していく、そういう所をどういうようにしてこれを散在せしめ、そうしてこれを正業につかしめることができるかということについて、何とぞ急速にそういう施設を設けて、そうしてこれらの人人が転業し、もしくは廢業をしても生活に困らないようにするというのがこれが政治の要諦である私は思います。でございますから、政府の設けました堺春防止に関する審議会といふものはまだ任務が終了しておりますから、一つ早くこれを聞いてそういう方面に力を入れて、業者もだ、まあまあこれまでわれわれも安心したというような喜びを分つことができるようなるふうにするということですが、業者も助け一面にはこの婦女をぱりっぱに更生せしめるということができるようと思う。そういう点について一つ政府は十分力を入れなければならぬということを私は要望するものでありますから、その点について松原政務次官もしくは牧野法相の確信を一つ承わってみたいのであります。

あんな大きな家をどうするかといううとにつきましては、私どももただいいまい方法を持ちませんが、先般来こりでございますし、ここには幾人もその対策委員がおいでござりますが、どうぞ至急に案をお立て下さいまして、この二年の間に遅滞なく、处罚規定は处罚規定を適用することが目的じやなくて、处罚規定を適用しないことが目的であります。従つてその間においてきわめて円滑に転廃業ができるようにし向けることが必要でござりますが、政府の側においてもし補償の責任を負うということになりますれば、業者はやめはいたしません。やはり政府によりかかって何とかしてくれるだろうということになる。これはこの期待を持つてもらつては困ると思います。断じて持つてもらつてはならい。これは非合法な業務でありますから、一日も早く転廃業せられるような決意を持つていただきたい。現に調布のごときは非常に苦労をして転廃業せられた、筑前八幡においても同様な事実が行われている。また大きな家ではありませんが、内藤新宿にありましたかかわらずりばにはかのものに更生して使われているのであります。これはもうどうして決意をもつて、二年後には、处罚を受けてまでやろうとするもぐりのないよう努力をいたしたいと思いますの

○一松定吉君 今の政府の御意見のあるところを承わりまして、非常にけつこうだと思います。ただ私の心配いたしましてるのは、この売春防止法が実施せられるということになつたときに、一体この法律において制限を受けない婦女がたくさんおる制限を受けない婦女が。それはどうかというと、これはこの第五条に規定してありますように、いわゆる「公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるよう」に勧誘すること。ができないといふことと「売春の相手方となるよう」の目にふれるような方法で客待ちをなし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるよう誘引すること。「これだけですからして、これだけのものは当然罰せられる。これ以外の、公衆の目に触れないような方法でこういうことをやるといふものがあれば、それはやはり売春防止法を制定して婦人の地位を向上せしめて、こういう世間からいやがるようなを行ひをさせないようにして、こういう国民の要望は、そういう禁じられた以外の売春婦によつて裏切られることにならる。これについては、これは非常に対策が私はむずかしいと思う。公けの目に触れないような方法によって、ないしょでやつてているといふようなものに對する取締りがこれはできない。ことに赤線というものがやめられ、徒つての青線というのも取り締まられるといふとを希望いたすのでざいます。

りが十分にいかずして、これを取り締まらうとする、いわゆる人権じゅうけんという問題が起りかねない、こういうことについては非常にこれはむずかしいのであって、同じ目的を達成して婦女のこういう醜行を禁じてしまうということであれば、ほんとに純真なりつぱな婦女というものをたくさん養成して、これが日本婦人であり、世界の婦人の模範たるべき人物だといふくらいに世間から尊称を受けるくらいまで持つていかなければならぬ。しかし、これだけのことが禁じられただけで、今言つたように、ないしょでいることをやつてはいるということは、これから禁じられないからして、ますますふえてくる。それを私は非常に心配する。そればかりでない、こうすることをやつて今までおるものは、一そろみんなそれぞれ検診の方法によつて、わゆる梅毒とか淋病とかいうものを使り縮つて、そういうことがないようにするのであるが、これから先は一そろこういうことが多くなりはしないだろうか、こういうことを私は非常に心配するのですが、そういう点について政府当局はどういうお考えでありますか、それも一つこの際承わっておきたい。

本作品の全部または一部を無断で複数の会員に譲り渡す、また有償・無償を問わず、本作品を複数の会員に譲り渡す行為は法律によって禁じられています。

これは倫理規定でございます。今お尋ねになりました通りに、この法律によつて売春婦が罰せられぬというふうに世間に伝わつてはおりますが、それは誤まりでございまして、第五条は売春を誘引する行為を行つた者を全部処罰を受けています。刑罰がついておるのでござります。ただ性行為そのものを文字の上にも表わしてない、そこがただいま一枚委員もお話をありましたように、これを検舉する等の手段が非常に困難であるということが一つ、いま一つは、男女間における性行為そのものが合意的に行われた場合に対しても、それが果して犯罪かどうかということを私はたくさんものを見込んでおりました。意見を聞いております。問題は性行為そのものではなくして、それから生ずるところの善良なる風俗を乱すと云ふことであり、いわゆる風紀を純化するための手段を法律において求めるとしてのところの善良好風俗を乱すまでの外郭を規制するということよりほか道がない。これがまあこの法律を作りましたところの一つのお考えであるのでございまして、合意の男女間の性行為が、それがまだ金によつて行われるといった場合が犯罪であるということは——罪であるということはここで規制しておりますが、犯罪として刑罰の対象にするかどうかと云ふことは、社会党の方でお出しになつた案ではございませんが、政府提案のものについてはその点は抜いてあるのであります。これはどうして、性道德の普及發達、それから純潔

教育というものの徹底、一面におきましては宗教等の戒律によつて人格的に個人的に高い品位をみずから守るところに伝わつてはおりません。刑法上の処分のものは第五条に規定してある、公けの目に触れる方法において売春行為をやさざいます。ただ性行為そのものを文字の上にも表わしてない、そこがただいま一枚委員もお話をありましたように、これを検舉する等の手段が非常に困難であるということが一つ、いま一つは、男女間における性行為そのものが合意的に行われた場合に対しても、それが果して犯罪かどうかということを私はたくさんものを見込んでおりました。意見を聞いております。問題は性行為そのものではなくして、それから生ずるところの善良なる風俗を乱すと云ふことであり、いわゆる風紀を純化するための手段を法律において求めるとしてのところの善良好風俗を乱すまでの外郭を規制するということよりほか道がない。これがまあこの法律を作りましたところの一つのお考えであるのでございまして、合意の男女間の性行為が、それがまだ金によつて行われるといった場合が犯罪であるということは——罪であるということはここで規制しておりますが、犯罪として刑罰の対象にするかどうかと云ふことは、社会党の方でお出しになつた案ではございませんが、政府提案のものについてはその点は抜いてあるのであります。これはどうして、性道德の普及發達、それから純潔

教育というものの徹底、一面におきましては宗教等の戒律によつて人格的に個人的に高い品位をみずから守るところに伝わつてはおりません。刑法上の処分のものは第五条に規定してある、公けの目に触れる方法において売春行為をやさざいます。ただ性行為そのものを文字の上にも表わしてない、そこがただいま一枚委員もお話をありましたように、これを検舉する等の手段が非常に困難であるということが一つ、いま一つは、男女間における性行為そのものが合意的に行われた場合に対しても、それが果して犯罪かどうかということを私はたくさんものを見込んでおりました。意見を聞いております。問題は性行為そのものではなくして、それから生ずるところの善良なる風俗を乱すと云ふことであり、いわゆる風紀を純化するための手段を法律において求めるとしてのところの善良好風俗を乱すまでの外郭を規制するということよりほか道がない。これがまあこの法律を作りましたところの一つのお考えであるのでございまして、合意の男女間の性行為が、それがまだ金によつて行われるといった場合が犯罪であるということは——罪であるということはここで規制しておりますが、犯罪として刑罰の対象にするかどうかと云ふことは、社会党の方でお出しになつた案ではございませんが、政府提案のものについてはその点は抜いてあるのであります。これはどうして、性道德の普及發達、それから純潔

教育というものの徹底、一面におきましては宗教等の戒律によつて人格的に個人的に高い品位をみずから守るところに伝わつてはおりません。刑法上の処分のものは第五条に規定してある、公けの目に触れる方法において売春行為をやさざいます。ただ性行為そのものを文字の上にも表わしてない、そこがただいま一枚委員もお話をありましたように、これを検舉する等の手段が非常に困難であるということが一つ、いま一つは、男女間における性行為そのものが合意的に行われた場合に対しても、それが果して犯罪かどうかということを私はたくさんものを見込んでおりました。意見を聞いております。問題は性行為そのものではなくして、それから生ずるところの善良なる風俗を乱すと云ふことであり、いわゆる風紀を純化するための手段を法律において求めるとしてのところの善良好風俗を乱すまでの外郭を規制するということよりほか道がない。これがまあこの法律を作りましたところの一つのお考えであるのでございまして、合意の男女間の性行為が、それがまだ金によつて行われるといった場合が犯罪であるということは——罪であるということはここで規制しておりますが、犯罪として刑罰の対象にするかどうかと云ふことは、社会党の方でお出しになつた案ではございませんが、政府提案のものについてはその点は抜いてあるのであります。これはどうして、性道德の普及發達、それから純潔

堺春をしてはならぬということがあるから、これはだれもやらぬのだろう。やることは悪である。しかし惡であることを知りながら、刑罰がないから、刑罰がないからやろうといふ不心得者が出てくる。それを一つそういうものがないように、お互い研究しなければならぬのではないか。これだけではまだ完全ではありませんよ。完全にすることについては、お互いに衆知を集めでこういうようなことを防止するということを一つやるようにななければ、ほんとうのこの堺春の目的を達成ませんから、それを私どもお互いは協力してやろうではございませんか、それについて政府の御意見はどうですかということを伺つておる。

うなことから、おのずからにして私は、その金を取る取らぬにかかわらず、性行為の紊乱を防がなければならぬ、金を取るから悪いのであって、どういうふうに性行為が紊乱しようと、性道徳が混乱しようともいいうわけには参らない。そういう一般的な性に対する規制は、一にこれはもう個人の自覚と自制とに待つほかにはないのであります。世界的に、低い国民はそれが乱され、高い優秀な国民は、おのずからにして規制していくものと私どもは信じますが、そういう意味から、この法律はこの限界を盛つたものでございまして、今お尋ねのこときことは、一方においては生活保障を拡充して、そうして性を壳りものにする者がないように、あるいは一面におきましては、性をえざとして金をもうけておるというような不心得者がないよう、性を殻りものにする者もなく、性をえざとすると見る者がないようにし、同時に一面においては、性道徳を十分徹底させて、性の乱れがないように相待つていただきたいというのが、私どもの希望でございます。お説の通りに宗教の方面からも、教育の方面からも、あるいは厚生行政の面からも総合して参りたいというの、が、重ねて申しておる私どもの希望でありますことを、どうぞ御了解いただきたいのでございます。

さいますので、大臣の御所見を一つここで明確にして、そうしてあやまつた業者の希望をこの際明確にここに断ち切つてほしい。将来も補償しないのにするするして、早く転業すれば転業ができたものを、こうした希望を持つておつたがために転業の機会を失すというようなことがありますから、一つ大臣の御所見をこの際明確に伺いたいと思います。

○國務大臣(牧野良三君) 法務大臣としては断じて補償する意思はございません。ただしこれらの内容の詳細につきましては審議会の御審議を待たなければならぬと考えております。

○藤原道子君 私はただいまの大臣のお答えを伺いまして満足いたします。私も審議委員といたしまして、今後その点については十分御相談を申し上げていきたいと考えております。

そこで私は最近私どもが前回審議いたしました法案には、前国会で否決になりました法案には、相手方をも处罚する規定があつたのです。ところが今回は単純売春を处罚の対象としないために、相手方はもう罰することができないわけです。ところが、最近ひんびんと起ります状態を見ますと、どうしても相手方を罰しなければどうも解決のつかない面がたくさんあるのです。たとえばいわば児童の問題、児童福祉法には児童に淫行させた者はこれは处罚の対象になる。三十四条の六項におきまして児童に淫行させた者は十年以下の懲役ということになつておるのであります。ところが淫行した者はこれが罰せられないないのでございます。かわいそうな十四や十五の少女を犯した男は

懲るべきものと思いませんけれども、これが処罰の対象になつております。従いまして世間を騒がせました松元事件——鹿児島の松元事件等におきましても制服の少女を犯しながら、犯しましたと自白した者が三十数名ありますから、これは処罰の対象外におかれてしまいます。そして淫行させた者という条文によりまして、この人は料理屋のおかみさん、ふとんを上げたり下げたりした女中さん、これが処罰の対象になつております。しかしながら淫行した者はこれが処罰の対象にならない、こういうことでは私どもには納得がない、あるいは十四や十五の、まあ芸者にいたしましてもいわゆる水揚げと称してつぼみの花をじゅうりんしております。けれどもこれは男のやり得ということになつておる。これではどうも私どもには納得できませんが、大臣はこれらに対して何かお考えはないでございましょうか。

いますが、その相手方となつた者を処罰するかどうかというふうなお話をございます。この点につきましてはやはり売春の場合に性交そのものが犯罪になるというふうなことになりますといふと、相当にこの売春防止との関連をおいて考えてみなければならないのではあります。それからさらには刑その他の關係におきましては、刑法との関連をさらに検討しなければならないのではないかということが一つ。またその規制の仕方によりましては、相手方となる者が未成年の場合もあるわけでござります。そういたしますと、児童福祉法といふものは児童の福祉ということを考える次第でござりますから、現在の三十四条の形でいたしますれば、児童に淫行をさせる者はおむね成人でございましょうけれども、相手方となる者は今度は児童で、それ自身が児童である場合もあるわけでございまして、そうなるとその相手方の児童を罰され得るならば売春行為それ自体を罰すべきかいかなかということが、さらには審議会においてもちろん調査研究を進められる次第でござりますので、それに関連して御検討願つた方がいいとかのように考えております。

が目的ではなくて、これによって転落した女性——政治の貧困から転落した女性をこれによって救い上げよう、保護しよう、更生させようというのが私たちのねらいでございます。従いまして児童を犯した者がその相手方も児童であつたというような場合には、まだ何かに方法があると思う。矯正教育をしていくという意味の少年院もあるし、また児童福祉法においての教護院もあるのでござります。こういう点をお考えになつていただきたい。それから相手方が成人であった場合に、小さい子供がじゅうりんされてもされっぱなしになつておりますが、売春防止法でこれが除外になつておりますので、厚生省としては児童福祉法を改正して、これら児童を犯した者に対する対策をお立てになる御意思はあるかどうか。

ので、考慮をお願いしたいと思いま  
す。それから今水揚げという言葉が出来  
ましたので一つこの際お伺いしておき  
たいのは、この法案から見るとはずれ  
ているようでござりますけれども、か  
りに堺春のために家屋を提供したもの  
という点がございます。ということに  
なると、いわゆる料亭とか置き屋とかい  
うような所でも明らかに堺春をさせそ  
れによる収益をあげておるというよう  
な場合には、当然处罚の対象になるも  
のと解してよろしゅうございますか。  
その点が一点。

それから水揚げという言葉は私は堺  
春だと思う。一回に何円円というよう  
な金を出してそういう慾望を満足させ  
ている男、さらにそのためには巨額の利  
得をあげている料理屋とか置き屋、こ  
ういうものに対するのはやはりこれは堺  
春をさせたものとして嚴重な一つ处罚  
を行ふ御意思があるかどうか。聞くと  
ころによれば、置き屋の相当数、料理  
屋の相当数はすでに堺春業者と変わりな  
いような状態にあるということが明らか  
になつておるようでござりますが、  
これに対しては今後嚴重な態度をもつ  
てお臨みになる御意思あるかどうか  
という点をこの際お伺いしておき  
ます。

○藤原道子君　まことに御病後でおそれ入りますけれども大臣から伺いたいのです。大臣は平素より芸者は藝術家だと、芸者の育成のために努力していると昨年予算委員会では芸者大学云々まで出てきておるわけでござります。私は大臣のお考えになつておる芸者がどのようなものであるか、そうしてさらには芸者の実態、相当数が堺春をしておると言われておりますが、これに対して大臣の御見解を大臣のお口からこの際伺つておきたい。

○國務大臣(牧野良三君)　藤原さんの御質問の場合はりっぱに処罰いたします。それと同時に先ほど子供に関する御質問がありました。だいぶ御不安があるようでござります。これは刑法に規定があります。大ていの場合には刑法の百七十四条、そういう場合に理屈を言わないで大ていの場合はいけない、わいせつ罪でやりましょう。そういうことはほうつといちやいけない、そういうことはあなたや私がこれから社会運動をしてそういうことを厳重に取締るという方向に行きたいと思います。

○藤原道子君　刑法にあるのは十三才以下となつておるのでですね、ですから大臣が児御の問題、十八才以下の者でもどしどし刑法でやりましようというお言葉で私は満足でございます。しかとお願い申し上げます。

それからそこでお伺いいたしたいと思ひますのは先ほど一松原さんの御質問にございましていわゆる単純堺春、これは松原さんの言うようになれば至極かけっこうなのでございますけれども、非

常に不安なのは最近業者がこんなあざとい法律では彼らでもやり方がある、宿屋に転向する。こういう場合に、私は知らぬと言えばそれで済む、それから今一つは、一つの所に置いて電話で呼び寄せて堀春をやらせるという派出婦のようなやり方も今考えられ、すでに実行されておると聞いておるので。それから部屋を貸した者がそれならば罰せられて、明らかに堀春のために家を提供した者が罰せられるということになると、明らかにそこで堀春をしているわけなんですね。それがわからなければ罰せられないわけですね。ということになると、家を貸した人は罰せられ、そこで明らかに堀春によって、法律に違反している行為を明らかにしている者がのがれるということになると、ずいぶん変な方向へ追いやつていくのではないかという不安がどうしても私には絶えないのです。されども、これは言い出さぬかもりだつたのです、あきらめて……しかし一松さんからお話をございましたが、最初にこれを審議会でくどいほど繰り返えしまして、ついに一松さんも御賛成下さった。あのとき少數意見だったとはいひながら、九名署名している、そういう点もござりますので、それに対して、そういう場合にはどうするか、明らかにやつている、それが周囲の空気を乱す場合、私がもつと若くて堀春婦といだします。(笑声)家を一軒借りて堀春で生計を立てておるのです。けれどもこれは私は引っ張りもいたしません。けれども絶えず不特定の相手が多数出入りする、近所では非

常に迷惑をしている。けれども引っ張りもしない、広告もない、こういう

場合には一体どういうふうになさるのでしょうか。我が家を借りているのですよ、堺春をしているのですよ。ショット中不特定の相手方が出入りをして評判になるのです。評判にはなるのだけれども、引っ張らない、街頭にも出ない、写真を飾ることもないといふことになつたら、これは一体どういうことになるのです。

○一松定吉君 私の名前が出たから申しますが、ほかのことは別だが、電話をかけて呼ぶというようなことは私の解説では五条の三の「又は広告その他これに類似する方法により」とある、

類似する方法によって人を堺春の相手方となるように勧誘する、私はこれに入るように思つておる。あなたの今の電話の場合です。ほかの場合は別だが、これは「広告その他これに類似する方法により人を堺春の相手方となるように勧誘すること」これに入るか、これはいいわけだ。こういうよう

なことはこれはちゃんと規定があるから、あなたと同じ考え方であります。その他のあなたの質問していることはこれは政府から答えてもらいたい。(笑声) ○国務大臣(牧野良三君) この点に関して特に私は委員の皆さんにお願いしたい。この堺春防止法案は社会政策的文化立法だと思います。従つて刑罰をして、第十三条がございますが、「情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。」第二項において「情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処す。」こういうことをして自分

心得を皆に推し進める、そういう風

をこしらえるということにあくまでも主眼を置きたいと思うのでございま

ることは私は心配いたしません。世の中には犯罪をしようとするばいつも抜け穴があります。ただここでわれわれが健全な社会を作りたいというこの社会運営を起すということをこの法律の通過後に私は御相談いたしたい。どうぞ

に先ほど刑法の場合において十三才以上……あれは百七十六条でございましたが、私は百七十四条に該当する場合

が大へん多いと思ひます。それらのことについて別の場合に申し上げます。

○藤原道子君 宣伝をし啓蒙するといふことは私ども人後に葉わるものでは

入るようになつておる。あなたの今の電話の場合です。ほかの場合は別だが、これは「広告その他これに類似する方法により人を堺春の相手方となるように勧誘すること」これに入るか、これはいいわけだ。こういうよう

なことは私はちゃんと規定があるから、あなたと同じ考え方であります。その他のあなたの質問していることはこれは政府から答えてもらいたい。(笑声) ○国務大臣(牧野良三君) この点に関して特に私は委員の皆さんにお願いしたい。この堺春防止法案は社会政策的文化立法だと思います。従つて刑罰をして、第十三条がございますが、「情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。」第二項において「情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処す。」こういうことをして自分

心得を皆に推し進める、そういう風

知らなかつたと逃げた場合にはどうな

ますが、これに対しても「國は、政令の定めるところにより、云々という費用の負担をすることが規定されておりま

す。従つて抜け穴があるというようなことは私は心配いたしません。世の中には犯罪をしようとするばいつも抜け穴があります。ただここでわれわれが健全な社会を作りたいというこの社会運営を起すということをこの法律の通過後に私は御相談いたしたい。どうぞ

に先ほど刑法の場合において十三才以上……あれは百七十六条でございましたが、私は百七十四条に該当する場合

が大へん多いと思ひます。それらのことについて別の場合に申し上げます。

○藤原道子君 宣伝をし啓蒙するといふことは私ども人後に葉わるものでは

入るようになつておる。あなたの今の電話の場合です。ほかの場合は別だが、これは「広告その他これに類似する方法により人を堺春の相手方となるように勧誘すること」これに入るか、これはいいわけだ。こういうよう

なことは私はちゃんと規定があるから、あなたと同じ考え方であります。その他のあなたの質問していることはこれは政府から答えてもらいたい。(笑声) ○国務大臣(牧野良三君) この点に関して特に私は委員の皆さんにお願いしたい。この堺春防止法案は社会政策的文化立法だと思います。従つて刑罰をして、第十三条がございますが、「情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。」第二項において「情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処す。」こういうことをして自分

心得を皆に推し進める、そういう風

地方に大きな負担をかけることになり

ます。が、これに対して「國は、政令の定めるところにより、云々という費用の負担をすることが規定されておりま

すが、二十二条の三項におきましては都道府県に設置しなければならぬとあります。ただここでわれわれが健全な社会を作りたいというこの社会運営を起すということをこの法律の通過後に私は御相談いたしたい。どうぞ

に先ほど刑法の場合において十三才以上……あれは百七十六条でございましたが、私は百七十四条に該当する場合

が大へん多いと思ひます。それらのことについて別の場合に申し上げます。

○藤原道子君 宣伝をし啓蒙するといふことは私ども人後に葉わるものでは

入るようになつておる。あなたの今の電話の場合です。ほかの場合は別だが、これは「広告その他これに類似する方法により人を堺春の相手方となるように勧誘すること」これに入るか、これはいいわけだ。こういうよう

なことは私はちゃんと規定があるから、あなたと同じ考え方であります。その他のあなたの質問していることはこれは政府から答えてもらいたい。(笑声) ○国務大臣(牧野良三君) この点に関して特に私は委員の皆さんにお願いしたい。この堺春防止法案は社会政策的文化立法だと思います。従つて刑罰をして、第十三条がございますが、「情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。」第二項において「情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処す。」こういうことをして自分

心得を皆に推し進める、そういう風

に、さらに多額の費用を要するといふになると、幾ら法律で規定されま

すが、そこに熟意が入らないのじや

ないかというふうに私は憂うる者でござりますが、この点一つと、それから

「都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号に掲げるものについてはその十分の八以内」というふうになつておるのでございますが、こうするとどの点までを補助してもらえるかということに非常に不安を持つ者でござります。それで、不安を持つ者でございます。それで、不安を持つ者でございます。それで、

二項におきましては「國は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第二十条第二項の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。」と、はつきり規定しておる。三項に至りましては

その「以内を補助することができる。」四項でも「補助することができる。」といふふうになつておるのでございますが、この

考え方はどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。「補助するものとされる。」と前項ではなつておる。ところが三項、四項では「補助することができる。」といふふうになつておるのでござりますが、これ

をふさいでいただからなければこれは名目だけの条文になるおそれもございませんので、その点よろしくお願いしたい

と思います。それから今度私がお伺いしたいのは費用の面でござりますが、これに對して……。

○政府委員(安田謙君) 大へんごもつともな御質問でございまして、まあ問題は、婦人保護施設を設置することができるという点にだけあるわけございません。まあこの法律が国会を通りまして公布されますというと、今まであまり働かなかつた現在の生活保護法でありますとか、あるいは児童福祉法でありますとか、母子福祉の関係でありますとか、そういうふたよのうな現在の制度、あるいはまたいろいろな福祉事務所でありますとか、児童相談所でありますとか、職業安定所でありますとか、そういうものもまた動いてくると思います。そのほか民間の篤志家、民生委員の方々、児童委員の方々、いわゆる司法保護司の方々もお働きになるようになりますし、また現在ある保護施設につきましても、いろいろと収容していただくような余地が出てくると思ひます。しかし、それにいたしましても、まだそれでは手が届かない部面が出てくるわけでござりますので、昭和三十二年の四月一日からは全国に婦人相談所を設けて、相談所で、なるべくそこでいろいろと鑑別いたしまして、そこで措置をとつていただきまして、また必要あれば一時保護所をくつつけますからして、その一時保護所に入れておる間にだんだんと、そこでできるだけいくと、こういう構想でございます。

かということは、実はここではつきりこれこれの施設が要るということを申し上げる自信がないでございますけれども、しかしこの法律が通りますれば、また来年の予算を組むまで、あるいはまた三十二年の四月一日までには相当の猶予期間もございますので、そういうふうな事情も睨み合せまして、婦人相談所を重点的に作っていくというふうな考えもございまして、一応この法律ではこういうふうになっております。しかし実情によりまして必要なものはどしどし作って参りました。この法律の施行には、できないようなことはいたさない考え方であります。

た当時のやり方で、最近の生活保護の適用が非常に厳しく、苛酷になつておるということを私は考えさせられておるのでございますが、どういうお考えで、現実に月に千円や、千五百円の収入で食つていけないことがわかつておりながら、生活保護が出されないのでしょう。そういう結果が転落する女があふえてくるのでござりますけれども私は政治の貧困だと思うのです。また厚生省はそういう人をこそ救うべき立場にありながら、出し惜しみをするという結果が、よけいな費用を国にかけ、そして社会に犯罪を増加させるという結果になると思うのですけれども、それに対し安田さんのお考えを伺いたい。

生活保護いたすといひやり方をやつておりますから、それはそういうお話をありました場合には、御説明がつくよくなつておると私思つております。なおまた御不審な点等ございましたら、私どもの方へ具体的にお出しいたさりますというと、さっそく調査をいたしたいと思います。

○藤原道子君 生活保護の適用は、少しでも財産があるとだめなんですね。漁師は今不漁のために生活ができない。ところが網がある、自転車がある、あるいはリヤーカーがあるとか、これがあるうちは生活保護がもらえないのです。ところがこれを売り払つてしまえば、漁があつたときに、魚が来ても漁ができないのです。私はそういうものまで売り払わなければ生活保護の適用ができないという、ただいまの法の解釈に疑義がございます。これはさておきまして、いずれの機会かにいずれ社会労働でやりたいと思いますが、いろいろみじめな状態が続出いたしますので、法の運用にもう少しあつたたかい親心を持っていただきたい。

最後に私は施行期日の面についてお伺いしたいのです。この点はずいぶん論議のあつたところでござります。社会策案は、御案内のように、一年、初め六カ月でございましたが、これはまあ妥協で一年にいたしました。昨年の法案は三カ月なのを六カ月にして譲歩したのです。ところが山崎案と申します壳春対策協議会ですか。あの案でも一年になつております。私たちは最大ございまして、一年ということを強く主張したのです。ところが審議会では

いろいろ論議が白熱いたしまして、その結果、会長から妥協案が出されました。それで三十三年の一月一日から施行を行するということになつたはずなのです。ところが今回提案されましたこの法案は、四月一日から施行ということがになっておるのであります。私はこうして猶予期間が長くなれば長くなるほど法的性格がぼけてくる。適用にかえつて支障が出てくることになる。わずか四ヶ月ではござりますけれども、私たちにとっては非常に重大だと思う。これは答申案の線を四月一日まで延期されませんでしたこと、この理由を伺いたいのです。先ほど松原さんから年度がわりからこれをやるのが便利だというよう御答弁があつたかと思うのでございますけれども、これは来年の四月一日からということでございましたら、何ら私は不便はない。予算獲得といふ面においても不便はない、こういう点からいって、私には断じてこの点だけは了承のできない面がございますが、これに対する御見解とその方針を伺いたいと思います。

罰によつて業者その他の財政行為は処分するということがだんだんなくなつていく。従つて保護更生の面を実施することから、一年間の余裕を見たのであります。年度がわりで実施して一年、そこで一年後には何がどうあつてもこれは絶滅を期するという態度をもつてかかったわけでござります。どうぞ御了承願います。

○委員長(高田なほ子君) ちょっとと速記をとめて、

〔速記中止〕

○委員長(高田なほ子君) 速記を起し下さい。

○藤原道子君 私はこの法案が生きるのも死ぬのも政府の覚悟一つだと思うのです。業者たちは言つていますよ。あと三年たつて見ろ、もとへ戻して見せるということを言つておる。だから三年猶予期間を持とうと、五年持とうと、一年でやろうと、これは政府の覚悟一つあるうと思います。すでに調布におきましても、この法案が去年あたりからあれだけ世論が上つたために、みずから廢棄しておる人も出ておるのです。従つて保護更生を四月一日から始めるから、だから一年の猶余を見たのだと、ることは、私は御答弁にならないと思う。私は、答申案の決定を尊重すると言われた政府に、ぎりぎり一ぱいここまで妥協せざるを得なかつたのです。ところがそのときの言明にもかかわらず、法案が出てみれば、四月一日からということになつて

おもてまつた。されば和わせがて名目多の絶大なるこの際生かしていただきたい、こういう強い要望を持つております。政府の御覺悟一つだと存じますので、私はこの点を強く希望いたしまして、私の質問を終りたいと思います。

○委員長(高田なほ子君) ちょっとと藤原さんの質問に関連して牧野法務大臣にお尋ねしておきます。ただいまの藤原さんの御質問の中に少女に対する合法、非法、形はつきりしないが、堺春が強要されている。これはどうするかという質問に対して、刑法による公然わいせつ罪を適用する、こういう御答弁がございました。私お尋ねしたいのは、公然わいせつ罪の刑法百七十四条、ここには公然わいせつ罪が規定されて、「公然猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ五百円〔二万五千円〕以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス」こういうふうに規定されています。ところがその次の強制わいせつ、つまり強制的にわいせつ行為を行なつた者、これは百七十六条で、「十三歳以上ノ男女ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ為シタル者歳ニ満タサル男女に対シ猥褻ノ行為ヲ為シタル者が同シ」これは公然わいせつ、強制わいせつ、この条文によつて非常に徴収の刑の比重が違ってきております。従つて百七十四条规定

すると思うのです。なぜなら、百七十八条では「人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行為ヲ為シ又ハ姦淫シタル者ハ前二条ノ例ニ同シ」、こういうふうに座敷の中に閉じ込めておいて、そうして前借行為もって抵抗不能ならしめる状態に陥れて、水揚げとか何とかということがやられている。むしろこういう子供たちが政治的な責任、あるいは刑法上の責任を何も負い得ない、そういうようなものが出来ている。むしろこうした行方がどうした行方不明の者に対する強制的なこうした行為については、明らかに百七十四条ではなくて百七十八条に規定する準強制わいせつ・準強姦罪に私は該当するものだと考えられます。が、非常にこれはこの刑罰の比重が違いますので、この点について大臣もしくは長戸刑事局長代理の所見を伺つておきたい。

な行為をなされるというもので、あわせば百七十四条に触れる場合であり、たその者を抗拒不能に陥れてそのままの行為をなされるというものが、今までのところはございませんが、公然性を持つものであれば百七十四条に触れる場合であり、そのではあります。かよううに考えております。

○委員長(高田なほ子君) 大へん官僚的な、また法律的なお答えでありますと、が、そういうお答えを私は尋ねておますのでではないのです。ここであなたと論争するのにはあまり時間がありませんが、今藤原さんが指摘されたことは非常にこれは伝えられる、また当前のことにしてこれが行われている。なぜこの規定があるのか、これはこの百七八八条の規定に抗拒不能に乗じてこういうわざせつの行為を行なつた者に対する刑罰規定があるのかかわらず、それは公職である場合には該当しないのだといふ規定では、はなはだ私は不満であります。しかし、この法の精神はそういうものではないと私は考えます。もう一度意を体して答弁をしてもらいたいと思います。

○政府委員(長谷川寅美君) 私の説明が悪うございましておわび申し上げます。松元事件につきましては、百八十一条の二条の淫行勧誘罪を適用して廃止したのであります。従いまして大臣の仰ひのように、場合によりまして百七十四条以下の各項を活用して処理すと、かよううに考えます。

○委員長(高田なほ子君) 私はこの二条の淫行勧誘罪の処罰は、これに対する処罰、業者に対する処罰、私が尋ねているのは、現にその者を強姦にひとしいよな方法で処女の肉体を奪ういわゆる

○政府委員(長戸寛美君) 相手方に対する処罰は、相手方となつた者に対する処罰ではないかと言つておるのであります。松元事件の業者に対する処罰はもう知つています。相手方となつた者に対する処罰です。

○委員長(高田なほ子君) あらうかと、どの程度あつたかという質問です。それで、私の質問は……。

それじゃまたその事例は十分御研究いただきて御答弁願うことにして、私はこれで終ります。

○藤原道子君 ちよつと今委員長に対して御答弁になりました松元事件に淫行罪を適用したことは承知しておりますが、それはその後どうなつておりますか、それも調べて御報告願いたい。どうも男の人は女の子をやるのが当然だ(「失言だ」と呼ぶ者あり)、「ごめんなさい、(笑声)」——というような考え方があるやに一部に……。

○委員長(高田なほ子君) そういう藤原委員からの発言もあるし、私もこれがどういうふうに摘発されておるかといふことを尋ねておりますから、詳しく述べをちよつだいしたいと思います。お願ひしておきます。

○藤原道子君 児童福祉法で三十四条の適用では十年以下のとなつておるのだが、その判決が非常に軽いのです。体刑になつたものはほとんどないと言つても過言でないと思う。そういう点が全く資料をちよつだいしたいと思います。私は問題だと思います。法律があつ

ても適用していない。起訴されてもその判決はほとんど罰金が執行猶予の状態でございますから、その点もあわせて、最近そのことは十分考慮するといふこの前言明をいただいておりますから、その後の判決の状況をもあわせて一ついただきたい。同時に松元事件の淫行勧誘罪で起訴されておりますけれども、その後どうなつておるかも御答弁願いたいと思います。

○羽仁五郎君 この不幸なわれわれの兄弟姉妹の悲しみを救おうとされる立法の趣旨に對しては、私は深く敬意を表するのであります。この社会的政治理由のある悲しむべきできごとを、社会的、政治的な原因を除去しないで法律をきびしくすることによって除去しようとすることは、私は立法上はなほた危険があると考えます。不幸な兄弟姉妹を救われようとする立法の精神に対しても深く敬意を表しますが、かつた政府がこの法案を作られる上に立法上の慎重な考慮を払われたことには深く敬意を表するのですが、私の非常に心配する点が三つござりますので、法相の御意見を伺っておきたいと思います。

第一は最近衆議院におきまして文学上の作品に對して、一般芸術家が、また言論に關係する人々が非常に不安に思ひえるような発言がなされている。社會に認められた高いレベルの藝術家の作品に對して、国会においてそれがわいせつ文書であるかのごとき發言がなされている。これは全く言論または表現の自由を奪かるものであります。いわゆる藝術上の作品に対するそういう低い理解から検閲が發生していく。また悲しまるべき青春を根絶しよう

とするその正しい動機から、場合によつては令状によらない捜査、人権の侵害ということが発生してきます。この際牧野法相に伺つておきたいことは、現在政府は文学に対する検閲、表現の自由に対する制限というものを少しだでもお考えになつておいでになるか。これが第一点です。

○國務大臣(牧野良三君) 想像の自由、表現の自由等に関しましては、これはきわめて慎重な態度を持たなければならぬと存じます。が、同時に偏狭なる言論をなしたからといって、それをあまり気にすることも時代としては相變に属しやせぬかと存じます。その点は御了解を請います。

次に人権じゅうりんのことのございますが、この点は特に私は羽仁さん、御協力を請いたい。法務行政の中で人権擁護局というりつばな局があるにかかりわりませず、国会においてこの局を尊重するの念が乏しい。何としても人権じゅうりんの事実ができるから後に騒ぐでもいけません。それが起る前に人権擁護局の法務行政というものを十二分に拡充、強力なものにしていただきたい。私はぜひそれをやります。やはりますから御助力をいただきたい、と同時に、この法律案が幸いにして第一条とともに第四条のごときりっぱな規定を入れてくれられることができたということは、非常に満足を感じております。

第二条でございますが、私真間にして  
このような第二条のような規定が世界  
のいすれの国の法律にも存在すること  
を知りません。この第二条によつてわ  
れわれが最も尊いものと考えていると  
ころの夫婦の愛情というふうなもの  
が、やはり法律のもとに置かれている  
結果となつてゐるのではないかと、そ  
う考へざるを得ない点がございます。  
すなわち「対價を受け、又は受ける約  
束で、不特定の相手方と性交する」の  
ではない性交であるから本法に触れない  
い、これは全くわれわれのモラルを破  
壊するおそるべき条文であります。高  
邁なる識見を持つておられる法相がど  
うしてこういう二条が本法に存在する  
ことをお認めになつたのか。あるいは  
お見逃がしではないかといふようにさ  
え考へますが、それについての御所見  
をおわりたいと思ひます。

情を知つておつてということを主張せ  
に探求しようとしてすれば、必ず自白の強  
要その他人権じゅうりんを伴うと思  
ますが、そのようにこの本法が了解さ  
るべきものだと考へてよろしくうござ  
いましょうか。お伺いいたします。  
○國務大臣(牧野良三君) そこが刑法  
法令適用の上で非常にむずかしいところ  
でございます。情を知らない者を懲  
罰することはできません。犯意のな  
者を処罰することはできません。しま  
しながら情を知つたか否か、犯意がな  
るか否かということを明らかにするの  
は、これは証拠によらなければなりませ  
ん。これまでの警察及び検察  
は、とかく人権じゅうりんのきらいの  
あるのはその点でござりまするが、こ  
れは日本の犯罪捜査及び証拠集取に因  
する従来のしきたりが悪いのであります  
。私はこれを根本的に改めたいと申  
います。しかして要するに人というう  
のは、罪を犯したからといって、無理  
に処罰するという必要もないものだな  
いと思います。従つてどこまでも社会政  
策的に文化立法の趣旨を徹底せしめ  
て、社会といふものを善良に導くこと  
に互いに心をいたしていきたいと存  
ります。

○国務大臣(牧野良三君) 全く同感であります。この点に関しましては、政府当局、官吏も、國民も心持を新たにしていかなければならぬ。そのためには、われわれが非常な努力をする所であります。私はその点に将来大きな希望を持って努力を続けていきたいと存じます。

○委員長(高田なほ子君) それではさうに明日質疑を続行することにいたしまして、暫時休憩をいたし、午後二時から再開をすることにいたします。

午後一時一分休憩

午後二時四十八分開会

○委員長(高田なほ子君) 休憩前に引き続き、委員会を開いたします。

議事に入ります前に委員の変更について御報告をいたします。

本日付泉山三六さんが辞任され、井上清一さんが補欠に選任せられました。以上御報告いたします。

○委員長(高田なほ子君) まず接収不動産に関する借地借家臨時処理法案を議題に供します。本案について質疑のおありの方は御発言をお願いいたします。

御質疑がございませんでしたら質疑は終局したものと認めます。

この際お諮りいたしますが、井上委員から委員長の手元に修正案が提出されておりまして、本修正案を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高田なほ子君) それでは上委員より修正案の趣旨説明をお願いいたします。

○井上清一君 私は本法案に対しまして左の通りの修正案を提出いたしたいと存じます。接収不動産に関する借地家臨時処理法案に対する修正案

接収不動産に関する借地家臨時処理法案に対する修正案

接収不動産に関する借地家臨時処理法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項本文及び第二項前段中「相当な借地条件で、」の下に「かつ、賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、」を加える。

第七条第一項中「借貸の全額」の下に「及び賃借権の設定の対価」を加え、同条第二項中「譲渡の対価」を「賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価」に改める。

第八条及び第九条中「二年」を「一年」に改める。

第十二条中ただし書を削り、次の後段を加える。

この場合において、第三条第一項本文中「賃借権の設定の対価を支払うことなどが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、「とあるのは「相当な賃借権の設定の対価で、」と読み替えるものとする。

第十二条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、昭和二十三年九月十四日までに罹災都市借地借り家臨時処理法第九条において適用する同法第一条の規定による賃借の申出又は同法第九条において準用する同法第三条の規定による借

地権の譲渡の申出をした者については、これを適用しない。

第十四条中「一年」を「六箇月」に改める。

以上でございます。

修正の要点及びその理由の大要申します。

二条に規定する借地条件及び賃借権の設定の対価」に改める。

以上でございます。

第一点は、土地が接収された当時におきまするその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によりまして消滅いたしました者、及び土地が接収された当時から引き続いてその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に对抗することができない者は、他の者に抗することができない者は、他の者に抗する。

この場合において、第三条第一項本文中「賃借権の設定の対価を支払うことなどが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、「とあるのは「相当な賃借権の設定の対価で、」と読み替えるものとする。

第二点は、接収地が疎開建築物の敷地である場合に、この原案では第十二条を準用いたしまして、土地の

ますところの接収地が疎開建築物の敷地である場合は、補償を受けて疎開しておりますので、その借地権はそのとき消滅しておるわけでございます。しかし第三条の規定によって賃借権の設定を受けるものは、接収という事態によつて消滅いたしましたのでございま

すから、両者の間に差異を設けるのが妥当であると考えられるのでございま

す。そこで第十二条の場合、すなわち接収地が疎開建築物の敷地である場合に接収地が疎開建築物の敷地である場合は、補償を受けて疎開しておるわけでございます。まあ議論がありましても、これを

あります。

○衆議院議員(椎名隆君) きのう法務委員会で決定するわけであつたのです。保上、あしたの午前十時に委員会を開いて大体参議院の修正案をのむつもりあります。

○鶴田得治君 それでは本法はやはりちゃんと修正案が成立する、こういう見通しでありますので、その前提に立つてこの法律が施行された場合のことを若干考えて、二、三お聞きしておきたいと思います。これはあるいは法務当局の方で補足的に御説明願うかも知れませんが、一つは修正案によりま

すと、「相当な賃借権の設定の対価」

の借地権の対抗力及び第九条接収地の借地権の存続期間の契約の更新の請求の二年の期間をそれぞれ「一年に短縮し、さらに第十四条、すなわち接収建物の賃借権の対抗力の一年の期間を六ヶ月に短縮いたしました。かよう

にいたしました理由は、対抗要件なくして長期第三者に対抗し得るとしておきまることは、第三者に不測の損害を与えるべきです。でこの場合の

相当な」という問題ですね。これを

どういうふうにお考へになつておるか、提案者並びに原案の提案者も大体この趣旨でいいとおつしやつておるの

だが、その辺のめどをお伺いしたいと思ひます。

第四点は、第一点、第二点の修正でござります。

伴つた条文の表現の修正でござります。

以上が私が提案いたしました修正案の大要を御説明申し上げた次第でござります。なお詳細の点につきましては

お聞きしたい。

○衆議院議員(椎名隆君) それはその土地の周囲の事情その他を参考して決まります。

土地の周囲の事情その他の参考して決まる所のめどをどのようにお考へになつておるわけですから、その点私特に

思ひます。

○衆議院議員(椎名隆君) それはその土地の周囲の事情その他の参考して決

定すべきものだと思います。

○井上清一君 ただいまの御質問にお

答えいたしますが、その賃借権の対価

は客観的な周辺の事情を参考いたしまして、当事者間において協議し、協議

が成立すればそれできまるわけであり

ます。協議がきまらなかつた場合には裁判所で訴訟において裁判所が諸般の

具体的な問題についてやはり考えて

おられるか、それを御両者にもう一度

お聞きしたい。

○井上清一君 第三条の場合と第十二

条の場合とまあ違えて、私どもは修正案を出したわけでございますが、その

条の場合はとまあ違えて、私どもは修正案を出したわけでございますが、その

具体的な問題についてやはり考えておられるか、それを御両者にもう一度お聞きしたい。

くらこの協議の整わなかつた場合にお

ります。

いて、裁判所でもってこの賃借権の対価といふものを決定すると思ひます。が、その場合において、裁判所が決定します賃借権の対価が、おそらく標準になつていくのではないかとこう思ひます。そういう場合に、世間一般的の非常な、何と言ひか、賃借権の対価、権利金というようなものは、若干そこに私は趣きが違うのじやないかと思うのです。

○亀田得治君 若干の程度ですか。

○井上清一君 若干と思ひますが……。

それを今ここで立法するときに、いやこれは非常に違うのだとか、非常にこいつは何割だとかいやすいかといふ

ようなことを、それをどうもここで予測することも無理でしようし、やはり個々の具体的な場合に当つてきめてい

く、いろいろな具体的な場合が積み重なつて、そこに標準的な価格といふものが出てくるのではないか、かように私は考へておるのです。

○衆議院議員(椎名隆君) その算定に

なつて、そこに標準的な価格といふものが出てくるのではない、かよう

に私は考へておるのです。

○衆議院議員(椎名隆君) その算定に

なつて、そこに標準的な価格といふものが出てくるのではない、かよう

に私は考へておるのです。

○衆議院議員(椎名隆君) それは良識

に基づいてやつてもらつ以外にないので

はないでしょうかね。

○衆議院議員(椎名隆君) これは法務省の方はどうなんでしょうか。法務省の方は立法

そのものに賛成でないようですがれど

も、そういう基本的な立場は別として、これができるといひ以上は、権利

金なり賃借権の相当な対価ということ

については、どのような運用であるべきかといふことについての御見解はいかがですか。

○説明員(平賀健太君) ただいま御質

問の御趣旨は、借地権設定の対価が取

れるとした場合に、その借地権設定対

価はいかなる基準で取るべきかといふ

よう立法論の御意見でございましょうか。それともこういう修正案の

ような条文ができる場合に……。

○亀田得治君 運用ですね。

○説明員(平賀健太君) もしこういう

修正になりますと、結局法案の第十七

条におきまして地代とか、そのほかの

ないかと考へます。

○亀田得治君 これはどうですか、原案を提出された方の御意向と、それか

ら修正案を出された井上委員の御見解

と、それから法務省が言われるのと少

しつつ私何か違ひがあるよう思ひます。

○亀田得治君 そうするときうす

か、普通の権利金に比較して何割程度

低いものあるべきだといったような

見当といふものがつけられませんか。

○亀田得治君 そうするときうす

か、普通の権利金に比較して何割程度

低いものあるべきだといったような

見当といふものがつけられませんか。

○亀田得治君 そうするときうす

か、普通の権利金に比較して何割程度

低いものあるべきだといったような

見当といふものがつけられませんか。

○亀田得治君 まあ裁判所なりそ

うに考へまして、この程度の修正では

やむを得ないと考へております。

○亀田得治君 まあ裁判所なりそ

う法を運用する諸君の良識に待つとい

うことなんですが、その良識が生きて

くるためには、立法者の方がやはり質

疑の過程においてもつと明確にしてお

くことがぜひ必要だと思つてお

聞きしているのですが、まあこの程度

ような、普通に行われておる権利金をよろしくお聞きしておるわけです。

○衆議院議員(椎名隆君) もともと本

法の立法の趣旨が、賃借権者を保護し

ようという趣旨に基いて立法するので

すから、当然その点は參照されるので

はないかと思つております。

○亀田得治君 そうするときうす

か、普通の権利金に比較して何割程度

低いものあるべきだといったような

見当といふものがつけられませんか。

○亀田得治君 そうするときうす

か、普通の権利金に比較して何割程度

低いものあるべきだといったような

見当といふものがつけられませんか。

○衆議院議員(椎名隆君) それは良識

に基づいてやつてもらつ以外にないので

はないでしょうかね。

○衆議院議員(椎名隆君) これは法務省の方はどう

うなんでしょうか。法務省の方は立法

そのものに賛成でないようですがれど

も、そういう基本的な立場は別とし

て、これができるといひ以上は、権利

金なり賃借権の相当な対価ということ

については、どのような運用であるべきかといふことについての御見解はいかがですか。

○説明員(平賀健太君) ただいま御質

問の御趣旨は、借地権設定の対価が取

れるとした場合に、その借地権設定対

価はいかなる基準で取るべきかといふ

よう立法論の御意見でございましょうか。それともこういう修正案の

ような条文ができる場合に……。

○亀田得治君 運用ですね。

○説明員(平賀健太君) もしこういう

修正になりますと、結局法案の第十七

条におきまして地代とか、そのほかの

ないかと考へます。

○亀田得治君 これはどうですか、原案を提出された方の御意向と、それか

ら修正案を出された井上委員の御見解

と、それから法務省が言われるのと少

しつつ私何か違ひがあるよう思ひます。

○亀田得治君 そうするときうす

か、普通の権利金に比較して何割程度

低いものあるべきだといったような

見当といふものがつけられませんか。

○亀田得治君 そうするときうす

か、普通の権利金に比較して何割程度

低いものあるべきだといったような

見当といふものがつけられませんか。

○亀田得治君 まあ裁判所なりそ

うに考へまして、この程度の修正では

やむを得ないと考へております。

○亀田得治君 まあ裁判所なりそ

う法を運用する諸君の良識に待つとい

うことなんですが、その良識が生きて

くるためには、立法者の方がやはり質

疑の過程においてもつと明確にしてお

くことがぜひ必要だと思つてお

聞きしているのですが、まあこの程度

度は有償になつてきたわけです。だか

ら時代のすれが幾らかあります。あるで

しょうが、原案では全然無償で賃借権

を回復するわけなんです。ところが今

度は有償になつてきたわけです。だか

ら時代のすれが幾らかあります。あるで

にいたしまして、それからもう一つは、この第三条の場合と第十二条の場合ですね、これをまあ区別されたわけです。で、先ほどまあ井上委員の御意見では、この二つが違う、事情が違うということは明確だ。こういうふうにおっしゃったわけですが、私はまあ必ずしもそういうふうに断定はできないと思うのです。これは二つとも戦争に関連して強制的に借地権を失ったといふことは、これは同じことなんで、たゞその形態が若干違う、それだけのことなんです。で、その根本的なことは少しも変っておらぬので、その点どううことは、これは同じことなんで、たゞ少しもそういふうに断定はできないと思うのです。

○井上清一君 これは私はやっぱり第三条の場合は借地権があつた。それで

たまたま接收をされておつたために接

收期間中に賃借権の期限が切れたため

にこの賃借権が継続することができなかつたということなんです。だから第

十二条の場合は戦争中の防空法によります。それで、この三つの場合

において常に権利金を払う、こうい

う見地から、終戦直後農地の借地借

家臨時処理法によって、きわめて特例

中の特例でもってその賃借権の優先

何というか、優先的な賃借権の申入れ

の権利を認めたわけで、きわめて例外

的な措置であった、例外的な立法措置

であったと私は考えなければならぬと

思ふ。そういう意味で三条と十二条は

区別して考えるのが正当である、正し

いと、私はさように考えておるわけで

あります。

○亀田得治君 これはまあほかの、た

とえば農地が接收されて、戦時中軍用

農地なんかとしてすいぶん接收された

のめどですね。それから十二条の場合

の強制的な事情ということはもう少しと思うのです。これは二つとも戦争に関連して強制的に借地権を失ったといふことは、これは同じことなんで、たゞ少しもそういふうに断定はできないと思うのです。

○井上清一君 私はその権利金の額に

ついて別に差等をつけて特に考えるこ

とはいたしておりません。ただ第三条

の場合は零から百までの間ににおいて当事者間で協議がまとまればまとまつた

が決定する額、かのように考えます

し、それから第十二条の場合において

は百と零でないある程度の間ににおいて

当事者間でできる場合、またきまらな

かつたら裁判所できまる、かのように考

えるわけであります。ただ十二条の

場合においては何がしかのとにかく賃

借権の対価というものを払うといふこ

とは第三条と違う、さように考えてお

るわけであります。

○亀田得治君 まあ一応この程度にし

ておこうがおるまいが、あの回復措

置というものは大体私は同じようにな

られてきているのが現実だと思うので

渡つておるといつたようなことは、あ

まり問題にされないのであって、渡つ

ておろうがおるまいが、あの回復措

置といつたといふのは、はなはだこれは形式

的だと思うのですね、根本的に。たか

やつたといふのは、はなはだこれは形式

</

とが、接收という事実によつて、妨げられたという関係でございますので、その土地の当然賃借権があつた場合なんでござい申しますと、震災直後における都市復興の見地から罹災都市借地借家臨時処理法第九条によつて、きわめて例外的な、法律の原則からいってきわめて例外的な立法をやつた、しかもも短期間の間に申し出があつた消滅した賃借権者の権利を認めよう、こういうことがあつたわけであります。その権利が接收中に消滅したことを、今度の十二条によつて救おう、こういうわけでござりますので、自然賃借権そのものが第三条と第十二条の場合は違つと、まあ私はかよう考へるわけでござります。

○法制局参事(三原次郎君) 三条の場合は、簡単に申しますと、結局接收中

でありましたので借地権を更新する手続がとれなかつたわけであります。

○法制局参事(三原次郎君) 三条の場

合は、簡単に申しますと、結局接收中

でござりますが、十二条の場合は、接

收とは関係なしに、接收前に疎開に

よつて消滅したとして、しかもそれに

対しては補償金をもらつておるとい

うことがありますので、本質的に性質が

違つうと思ひます。

○一松定吉君 それならば私ちよつと

伺いたいのは、罹災都市借地借家臨時

処理法の第二条だね、「罹災建物が減

失した当時におけるその建物の借主

は、その建物の敷地又はその換地に借

地権の存しない場合には、その土地の

所有者に対し、この法律施行の日から

二箇年以内に建物所有の目的で賃借の

中出をすることによって、他の者を優

先して、相当な借地条件で、その土地

を賃借することができる」とあるね、

二条の場合は今度の立法でもつて保護

するわけでございますが、罹災都市借

地借家臨時処理法の第九条によりまし

て、「疎開建物が除却された当时にお

けるその敷地の借地権者、その当時借

家権以外の権利に基いてその敷地にそ

の建物を所有してゐた者及びその当時

におけるその建物の借主については、

前七条の規定を準用する。」こうありま

してこのたゞ書き「但し、公共団体

が、疎開建物の敷地又はその換地を所

有し、又は賃借している場合は、この

がなくともとにかくそこに住んでおり

ました者を早くそこに復帰させようと

いうために、借家人に早くその家を建

てさせるようにしようという趣旨の規

定でござりますので、ちょっとと十二条

と比較するのが工合が悪いのじゃない

かと思ひます。

○一松定吉君 いや、私はその保

護——同じように権利のなくなつてい

るもの保護するという立法の趣旨か

あるうといふことが予想されるわけな

んであります、十二条の場合には、接

收とは関係なしに、接收前に疎開に

よつて消滅したとして、しかもそれに

対しては補償金をもらつておるとい

うことがありますので、本質的に性質が

違つうと思ひます。

○一松定吉君 それならば私ちよつと

伺いたいのは、罹災都市借地借家臨時

処理法の第二条だね、「罹災建物が減

失した当時におけるその建物の借主

は、その建物の敷地又はその換地に借

地権の存しない場合には、その土地の

所有者に対し、この法律施行の日から

二箇年以内に建物所有の目的で賃借の

中出をすることによって、他の者を優

先して、相当な借地条件で、その土地

を賃借することができる」とあるね、

二条の場合は今度の立法でもつて保護

するわけでございますが、罹災都市借

地借家臨時処理法の第九条によりまし

て、「疎開建物が除却された当时にお

けるその敷地の借地権者、その当時借

家権以外の権利に基いてその敷地にそ

の建物を所有してゐた者及びその当時

におけるその建物の借主については、

前七条の規定を準用する。」こうありま

してこのたゞ書き「但し、公共団体

が、疎開建物の敷地又はその換地を所

有し、又は賃借している場合は、この

がなくともとにかくそこに住んでおり

ました者を早くそこに復帰させようと

いうために、借家人に早くその家を建

てさせるようにしようという趣旨の規

定でござりますので、ちょっとと十二条

と比較するのが工合が悪いのじゃない

かと思ひます。

○一松定吉君 いや、私はその保

護——同じように権利のなくなつてい

るもの保護するという立法の趣旨か

あるうといふことが予想されるわけな

んであります、十二条の場合には、接

收とは関係なしに、接收前に疎開に

よつて消滅したとして、しかもそれに

対しては補償金をもらつておるとい

うことがありますので、本質的に性質が

違つうと思ひます。

○一松定吉君 それならば私ちよつと

伺いたいのは、罹災都市借地借家臨時

処理法の第二条だね、「罹災建物が減

失した当時におけるその建物の借主

は、その建物の敷地又はその換地に借

地権の存しない場合には、その土地の

所有者に対し、この法律施行の日から

二箇年以内に建物所有の目的で賃借の

中出をすることによって、他の者を優

先して、相当な借地条件で、その土地

を賃借することができる」とあるね、

二条の場合は今度の立法でもつて保護

するわけでございますが、罹災都市借

地借家臨時処理法の第九条によりまし

て、「疎開建物が除却された当时にお

けるその敷地の借地権者、その当時借

家権以外の権利に基いてその敷地にそ

の建物を所有してゐた者及びその当時

におけるその建物の借主については、

前七条の規定を準用する。」こうありま

してこのたゞ書き「但し、公共団体

が、疎開建物の敷地又はその換地を所

有し、又は賃借している場合は、この

がなくともとにかくそこに住んでおり

ました者を早くそこに復帰させようと

いうために、借家人に早くその家を建

てさせるようにしようという趣旨の規

定でござりますので、ちょっとと十二条

と比較するのが工合が悪いのじゃない

かと思ひます。

○一松定吉君 いや、私はその保

護——同じように権利のなくなつてい

るもの保護するという立法の趣旨か

あるうといふことが予想されるわけな

んであります、十二条の場合には、接

收とは関係なしに、接收前に疎開に

よつて消滅したとして、しかもそれに

対しては補償金をもらつておるとい

うことがありますので、本質的に性質が

違つうと思ひます。

○一松定吉君 それならば私ちよつと

伺いたいのは、罹災都市借地借家臨時

処理法の第二条だね、「罹災建物が減

失した当時におけるその建物の借主

は、その建物の敷地又はその換地に借

地権の存しない場合には、その土地の

所有者に対し、この法律施行の日から

二箇年以内に建物所有の目的で賃借の

中出をすることによって、他の者を優

先して、相当な借地条件で、その土地

を賃借することができる」とあるね、

二条の場合は今度の立法でもつて保護

するわけでございますが、罹災都市借

地借家臨時処理法の第九条によりまし

て、「疎開建物が除却された当时にお

けるその敷地の借地権者、その当時借

家権以外の権利に基いてその敷地にそ

の建物を所有してゐた者及びその当時

におけるその建物の借主については、

前七条の規定を準用する。」こうありま

してこのたゞ書き「但し、公共団体

が、疎開建物の敷地又はその換地を所

有し、又は賃借している場合は、この

がなくともとにかくそこに住んでおり

ました者を早くそこに復帰させようと

いうために、借家人に早くその家を建

てさせるようにしようという趣旨の規

定でござりますので、ちょっとと十二条

と比較するのが工合が悪いのじゃない

かと思ひます。

○一松定吉君 いや、私はその保

護——同じように権利のなくなつてい

るもの保護するという立法の趣旨か

あるうといふことが予想されるわけな

んであります、十二条の場合には、接

收とは関係なしに、接收前に疎開に

よつて消滅したとして、しかもそれに

対しては補償金をもらつておるとい

うことがありますので、本質的に性質が

違つうと思ひます。

○一松定吉君 ちよつと、この相当の

対価で借りることができるとあるね、

保護するという点から言えば同じこと

だらうと思ひます。ただ二条の方は、

相手で借りることができるとあるね、

保護するという点から言えば同じこと

だらうと思ひます。

○一松定吉君 それならば私ちよつと

伺いたいのは、罹災都市借地借家臨時

処理法の第二条だね、「罹災建物が減

失した当時におけるその建物の借主

は、その建物の敷地又はその換地に借

地権の存しない場合には、その土地の

所有者に対し、この法律施行の日から

二箇年以内に建物所有の目的で賃借の

中出をすることによって、他の者を優

先して、相当な借地条件で、その土地

を賃借することができる」とあるね、

二条の場合は今度の立法でもつて保護

するわけでございますが、罹災都市借

地借家臨時処理法の第九条によりまし

て、「疎開建物が除却された当时にお

けるその敷地の借地権者、その当時借

家権以外の権利に基いてその敷地にそ

の建物を所有してゐた者及びその当時

におけるその建物の借主については、

前七条の規定を準用する。」こうありま

してこのたゞ書き「但し、公共団体

が、疎開建物の敷地又はその換地を所

有し、又は賃借している場合は、この

がなくともとにかくそこに住んでおり

ました者を早くそこに復帰させようと

いうために、借家人に早くその家を建

てさせるようにしようという趣旨の規

定でござりますので、ちょっとと十二条

と比較するのが工合が悪いのじゃない

かと思ひます。

○一松定吉君 ちよつと、この相当の

対価で借りることができるとあるね、

保護するという点から言えば同じこと

だらうと思ひます。ただ二条の方は、

相手で借りることができるとあるね、

保護するという点から言えば同じこと

だらうと思ひます。

○一松定吉君 それならば私ちよつと

伺いたいのは、罹災都市借地借家臨時

処理法の第二条だね、「罹災建物が減

失した当時におけるその建物の借主

は、その建物の敷地又はその換地に借

地権の存しない場合には、その土地の

所有者に対し、この法律施行の日から

二箇年以内に建物所有の目的で賃借の

中出をすることによって、他の者を優

先して、相当な借地条件で、その土地

を賃借することができる」とあるね、

二条の場合は今度の立法でもつて保護

するわけでございますが、罹災都市借

地借家臨時処理法の第九条によりまし

て、「疎開建物が除却された当时にお

けるその敷地の借地権者、その当時借

家権以外の権利に基いてその敷地にそ

の建物を所有してゐた者及びその当時

におけるその建物の借主については、

前七条の規定を準用する。」こうありま

してこのたゞ書き「但し、公共団体

が、疎開建物の敷地又はその換地を所

有し、又は賃借している場合は、この

がなくともとにかくそこに住んでおり

ました者を早くそこに復帰させようと

いうために、借家人に早くその家を建

てさせるようにしようという趣旨の規

ないかと、かように考えまして、自民党の政調会の方々とも御相談をし、また私ども党の方でも相談をいたしました。でこの原案を作ったようなわけでござります。何といましても不動産に關しまるする法律というものは、これは非常に利害關係者があるわけでございまして、ある法律を作りますと、必ずこうした不動産に関する法律はなかなかむずかしい。ことに今度の法律のことく相当遡及及をする、相当の年月を遡及して効力をさかのぼらせるというような法律につきましては、これは不動産立法に関する立法としてなかなか異例なもの、きわめていろいろな問題を持ちます。私は法律的に見ましてむずかしい立法だと思うのでございますが、まあ今申し上げましたような修正案であれば、大体その間の調整をとつて、比較的うまく当てはまるのじやないか、かようになります。そこでまず、この第十七条は、接收地、借地、借家關係の裁判について規定しております。第十七条の最も骨子とするところはこの裁判に當つて「鑑定委員会の意見を開き、土地又は建物の状況その他一切の事情を參しゃくして、これを定めることができる。」こういうまことに含みのある条文が規定されておりますが、従つて修正案によりますと、自己の意思に反して疎開させられ、または借地借家権を失つた、こういうような方々の中には、きわめて

「一切の事情を参しやくして」という中に含まれていると了承しておりますが、この点について明確に御答弁下さい。井上さんにお尋ねいたしました。

○井上満一君 つまりただいま委員長の御質問は、きわめてまあ零細と言つちゃはなはだあれですが、狭い土地の賃借人とか小さな家屋を賃借していた方々に対する保護ということがこの十七条の「一切の事情を参しやくして」、という中に入つておるかどうかと、こういうような御質問、御意見だったようになります。私も同様に考えまして、こういう点はこの「一切の事情」という中にはそういう事情は私は含んで考えていいのじやないかと、かよううに思います。私は考えております。

○委員長(高田なほ子君) 実はこの法案に対しては社会党は強く、衆議院で二回も満場一致で通過せられましたその精神を了として、社会党の方としてもこの原案支持に強い実は意向を持つたわけであります。それはとりもなおさずこの精神が没却され、せっかくの保護規定が無くなつては何にもならない、立法の精神に反するようなことであつてはならない、こういう趣旨から原案を強く主張したわけであります。が、当委員会としては、お互の主張は主張として、国民のためになる譲歩というものはお互にしていかなければならぬ、こういう大乗的な気持に立つて、ただいまの修正案につけても含みのある態度をもつてお迎えしたい、こういうわけで、私はお互のこうした崇高な気持を委員長としては十分にそんたくし、この法案の運営に

当つて、運営の妙味を發揮して衆議院の意思が無にされないようなど、それを強く実は念願しております。そこで平賀参事官に最終的の法の運営の妙を、衆議院の意思をそんたくしてされることができるか、こういう点を一応お尋ねをしておきたいと思います。

○説明員(平賀健太君) この運営は、結局利害関係人とそれから利害関係人の間で争いがあります場合には、裁判所の問題になるわけでございまして、法務省といたしまして、この法律の運用につきましてどうということは実際にやらぬわけでございます。そういう関係で、この法律案が成立いたしました暁におきましては、この法律案全体の立法趣旨、それから各条の解釈に従いまして、裁判所の方で公正に運用されていくということになるだらうと思うでござります。

○委員長(高田なほ子君) 他に御質疑がなければ修正案に対する質疑は尽きましたものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

○一松定吉君 ちょっと……。これは一つ私はもう一回だけ質議を継続させてもらいたい。きょう私どもはこの修正案をとつて、まだ十分に検討する時間が実はないのです。で、私は決してそれを阻止する意味はないけれども、もう一回だけ余裕を与えていただきたい慎重にやっていただきたい。なぜ私はいうことを言うかと申しますと、衆議院で満場一致で二回通過した案を、こちらでただ井上委員その他の方がこういう修正案を出したということですぐにこれを委員会で、ただ一回の審査で、質問を打ち切って、採決するということは少し早計のよう思う。もう一

回だけ皆さんの御了解を得まして、この次の委員会に一つこれを採決なら採決するということにして、その期間一つ検討の時間を与えていただいたら私は非常にいいと思います。

○委員長(高田なほ子君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高田なほ子君) 速記を起して。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

御意見はございませんか。なければ討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。まず井上委員提出の修正案を問題に供します。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高田なほ子君) 多数でござります。よって井上委員提出の修正案は可決されました。

次にただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高田なほ子君) 多数でござります。よって本案は多数をもつて修正すべきものと議決せられました。以上でございます。(拍手)

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたします。  
それから報告書には多数意見者の署名を付することになりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

龜田 得治	赤松 常子
菊田 七平	西岡 ハル
一松 定吉	井上 清一
宮城タマヨ	上原 正吉
藤原 道子	

○委員長(高田なほ子君) 次に派遣委員の報告の件を議題に供します。五月七日から三日間京都地檢における犯人誤認事件調査のため現地調査を行いましたので、その御報告をお願いいたします。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(高田なほ子君) 速記を始め下さい。

亀田委員より御報告をお願いいたします。

ちょっとその前に先立ちまして、委員長から大蔵國務大臣にお願いをいたしましたが、先ほど来より、お約束の時間にお見えにならないので、皆さんがお待ち申し上げておりました。どうぞお約束の時間にはおいでいただけるよう、特に人権問題を双肩にじょってお立ちになる大臣の使命は非常に私は重いものと思います。どうぞ非常に熱せいいせい御勉強下さるようにお願いいたします。

○國務大臣(大藏唯男君) 大へんおく

れまして申しわけございません。おわびを申し上げます。今後注意をいたし

ます。

○竜田得治君 京都における犯人認証事件に私ども調査に参りました結果を概略御報告いたいと思います。

京都地方検察庁における犯人認証事件の調査結果について、私がお許しを得て派遣委員一同を代表し御報告申しあげます。委員羽仁五郎及び新谷寅三郎及び私の三名は、去る八日、九日の二日間にわたり、京都府庁、西陣警察署及び京都地方検察庁において本件事件の関係人である四少年、公判証人、弁護人警察官及び検察官その他合計十八名から事情を聽取したほか、問題の公衆便所そのほかの犯行現場付近の状況並びに西陣警察署の内部を視察して参りました。関係者のうち少年一人及び森島検事には先方の都合で会うこと

ができませんでしたが、京都府庁及び前畠弁護士から調査に多大の便宜を与えて多様にわたっていますので、詳細は別に報告書に譲り、ここでは最も大きい問題点、つまり四少年を犯人と認めたことにつき、捜査上のミスがなかったかどうか、四少年に対する自由強制、暴行拷問の事実がなかつたかどうか、この男は北側の堀にもたれるようにしたかったかどうかの三

点について報告いたします。

まず捜査上のミスの問題であります。が、これについては村井京都府警本部長も明らかにミスであったことを認めています。私どもとしては、このミスは次の六点、すなわち第一点は予断によ

る見込捜査をしたこと、第二点は搜査官の合理的、科学的判断力が十分で

なかつたこと、第三点は検察庁の処理にたよろうとする甘い態度があつたこと、第四点は人権尊重の精神に欠けるものがあつたこと、第五点は捜査の有機的統一がとれていたこと、第六点はこれは検察庁の責任ですが、

警察の捜査に対する指導が万全でな

かしたことの諸点にあると判断いたしました。

その理由は、宋、浜田両少年は、事件発生直後警察で第五の人物の怪しみべき行動を詳細かつ具体的に述べていますから、その供述調書の部分を、少しここまで読みますが、御参考までに読んでみます。

宋少年曰く「私も又相手をなぐろうと思つてよく見ますと、附近は暗いの

で顔はよくわかりませんが、年齢不

詳、丈五尺二寸位、中折帽子、白トックリダブル背広の男がけんかをとめて

おりました。すると相手の二人はこの仲裁の男に食つてかかりましたが、私たちもおるので、この二人は鍋町を西へ逃げ、約三十メートルくらいの隆本方横手で、うち一名の男に追いつきました。このとき私が一番おくれ、春

ながらばつたり倒れました。現場にはたくさんの人が見ておりました。」こう

べ、翌日には浜田少年が當時白トックリシャツを着た男がジャックナイフを出したのを見たことを浜田少年から

けんか後聞いた事実を供述しています。

つきに浜田少年いわく「どこから出てきたのか、私の後の方え廻つて来た

一人の男が私と相手の間に立つて相手

の男に向つて、まあ待て、とか言つて居りました。すると相手の一人が仲裁

に入った男の顔を手でなぐりつけまし

た。その時仲裁の男は相手を手で押

て一步後方に退り、「やるのか」と言

うて上衣のポケットに手を入れて何か

出したように思いました。その時相手

の二人は西に向つて逃げ出しましたので、私は相手を追い、二人の中の一人の男

に追いつきなぐらうとしたとき横から

相手の一人が私の肩をつかんで引つ

ぱつたのであります。それで私は相手

の脇下であつた手を入れて、そのまま

道路の北側のお寺の石垣のところに

押されたのであります。すると仲裁に

入つた男が横から出てきた相手の首に

手を巻いてしまいました。そのとき私

の手が相手から離れたのでとっさにズ

ボンの後ポケットに入れてあつたハーモニカを取り出して相手の頭の付近を

数回なぐりつけました。そのときもう一人の相手の男は山本が相手をしてい

たよう思います。その後ボケットに入れたハーモニカを取り出して相手の頭の付近を

数回なぐりつけました。そのときもう一人の相手の男は山本が相手をしてい

たよう思います。その後ボケットに入れたハーモニカを取り出して相手の頭の付近を

数回なぐりつけました。そのときもう一人の相手の男は山本が相手をしてい

たよう思います。その後ボケットに入れたハーモニカを取り出して相手の頭の付近を

数回なぐりつけました。そのときもう一人の相手の男は山本が相手をしてい

たよう思います。その後ボケットに入れたハーモニカを取り出して相手の頭の付近を

数回なぐりつけました。そのときもう一人の相手の男は山本が相手をしてい

たよう思います。その後ボケットに入れたハーモニカを取り出して相手の頭の付近を

数回なぐりつけました。そのときもう一人の相手の男は山本が相手をしてい

ボケットに手を入れて何か取り出した様子であり、私が相手と取組んだ時この男が相手の首を手で巻いた動作等か

と、これが根絶せねばなりません。捜

査は常に証拠に基き、あくまでも人権

尊重を基盤とし、合理的科学的考慮の裏づけを伴つたものでなければなりません。これを欠くときは、本事件のよ

うに真相を見誤まり、あまつさえ、自

白を強制し、暴行拷問のおそるべき

ことができませんでしたが、少くとも

うに、真実に触れている感があり、第

五の人物が直接の下手人ではないかを

疑うべき余地が大きいのであります。

かかるにこの点について警察では事

件発生当時の見物人二十数名について

取調べをしたが、判明しなかったと証

明していますが、多数の参考人のうち

に二少年の客觀的真実に合致した供述

を裏づける一人の自擊者も得られな

かったということはまことに驚くべき

現象であります。

結果して警察が、二少年の自由なる供

述を尊重し誠実にして真剣な態度を

もつて捜査をしたかどうか、疑問とせ

ざるを得ません。換言すれば、警察で

は事件の外形的な形態や少年の経歴そ

の他の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

言葉は本件の捜査が予断と見込みのもとにいかに誤まられたか、そして多年の勘なるものが厳粛なる事実の前にいかに危険をはらむものであるかを自白しているにひとしいのであります。

見込み捜査の弊害はまことにおそるべく、これを根絶せねばなりません。捜

査は常に証拠に基き、あくまでも人権

尊重を基盤とし、合理的科学的考慮の裏づけを伴つたものでなければなりません。これを欠くときは、本事件のよ

うに真相を見誤まり、あまつさえ、自

白を強制し、暴行拷問のおそるべき

ことができませんでしたが、少くとも

うに、真実に触れている感があり、第

五の人物が直接の下手人ではないかを

疑うべき余地が大きいのであります。

かかるにこの点について警察では事

件発生当時の見物人二十数名について

取調べをしたが、判明しなかったと証

明していますが、多数の参考人のうち

に二少年の客觀的真実に合致した供述

を裏づける一人の自撃者も得られな

かったということはまことに驚くべき

現象であります。

結果して警察が、二少年の自由なる供

述を尊重し誠実にして真剣な態度を

もつて捜査をしたかどうか、疑問とせ

ざるを得ません。換言すれば、警察で

は事件の外形的な形態や少年の経歴そ

の他の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

り事件の表面的な現象に捉われ、始めか

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

いはすであります。これは一例にすぎませんが、かように合理的探究の精神と批判されなければなりませんが、かように人権思想に対する自覚のおくれ

起訴する羽目に陥ります。

を暗に物語っているのではないでしょ  
うか。

食わせてやると鼻先に突きつけられた  
りしたことを申し立てています。

であります。

と批判されなければなりませんが、か  
よう人に権思想に対する自覚のおくれ  
ていることが、自白を強制し、ひいて  
眞実発見を妨げる誘因になつたとい  
ふことは重大な問題であります。これが  
第四点であります。

起訴する羽目に陥ります。四少年の起訴状を見ますと、検察官は包括的に一個と見るべき行為を前後二個に分割し、最初のけんか暴行については暴力行為等差罰に関する法律を適用し、後の殺人結果については傷害罪

を暗に物語っているのではないでしょ  
うか。

なお、家庭裁判所については、時間  
の都合上直接調査することができま  
せんでした。裁判所からは報告書が提出  
され、その中で第五の男について「小

食わせてやると鼻先に突きつけられた  
りしたことを申し立てています。

しかしに、これに対し警察官側では  
異口同音に少年らの言い分を否定する  
ので、ついに対決の手段をとったので  
あります。そうすると、少年らは當の

「でも、どうしては見られない。一まつの疑点を残して送検したのではないか、そこに捜査の不徹底があったもののように感するのであります。

を送致すれば検察庁がこれを何とかして  
てくれる」と甘く考へてゐる」と述べて  
います。ところが、ある警部は「裁判所は  
警察を信用していません」と述べて  
います。あとでそれは裁判所が警察  
を盲信していないという意味である  
と説明ましたが、盲信していないの  
は当りまえの話であつて、やはり「裁  
判所は信用していない」という意味で

しかしるに警察では岩本君を取調べたかどうか判明しませんが、捜査主任のかどうかは、そのような報言は一こう耳にしていないと述べており、私どもは、果して警察が捜査官の縦横の連繋を十分に保ち、有機的に統一された捜査を展開したかどうか、「まつの疑問を抱いております。これが第五点であります。

述べたものと解されます。しかしながら、うな自信のない考え方で、捜査上の疑獄の究明を怠り、あとは検察庁まかせでは、人権保障上まことにゆるしいことあります。宋、浜田少年はあとで述べますように、事件後友人岩本宅で草相を語っております。また佐藤真犯人は料理屋の女中をして犯行現場を見にやっております。これらに対しここまで捜査の手を伸ばしたか、徹底を欠いております。

たうらみがあつたのではないかと感ずるの  
であります。これが第三点であります。  
由来西陣警察署は伝統的に取調べが  
きついということで、一昨年にも積善園  
園の収容児の取調べで暴行問題を起  
し、責任者の処分をみています。  
取調べがきついということは、人権

しかるに警察では岩本君を取調べたかどうか判明しませんが、捜査主任の一人は、そのような報告は一こう耳にしていないと述べており、私どもは、果して警察が捜査の縦横の連携を十分に保ち、有機的に統一された捜査を開拓したかどうか、「まつの疑問を抱いております。これが第五点であります。

もとより私たち四少年を真犯人と誤認し、あるいは真犯人を発見し得なかつたことについては、警察のみを糾弾しようというのではありません。そこには検察庁側の責任はどうか、家庭裁判所もその職責を尽すに遺漏はないかたたか、あるいは一般大衆の協力が得られたか、その他いろいろの事情をしんしゃくしなければならないことは当然であります。

現地では、検事拘留の期間十日のうち七日は警察側に食われている実情のようであります。これではわずかの時間内に担当検事が、警察側の取調べの欠陥を考究是正し、みずから種の取調べを行い、適正な起訴不起訴を決定することは、けだし困難といわなければなりません。勢い本件のようない否認事件については確信のないまま

ことさらに暴力行為をくつつけたゆえんのものは、四少年の犯行に確信がなかったから、これをもって突つかい棒をしたと、こういうふうにしか解釈されないのであります。これはひつきよう検事拘留が本来の意味で活用されなかつたことに起因すると批判しなければなりません。検察側が司法警察職権行使の適正をはかるため、一そう反省努力すべきことを切望するのであります。これが第六点であります。

それから犯罪捜査が一般大衆の協力なくしてはよくその実効をあげにくいくことは多言を要しません。本件の場合、けんか闘争の現場に居合せた多くの見物人、先にもあげましたが、少年らの友人岩本君、また真犯人に頼まれて犯行現場を見にいった女中など、幾多重要な関係者が存在しています。しかし、これらの人々のうちで搜查直後に現われ、真相発見に有力な手がかりを与えた者が、果して幾ばく存在したのでありましよう。そこに大衆の協力の民主化があつた。というよりも警察の民主化が西陣警察署の「警察は最も民主化されていい」という言葉を通りに行つておつて、まだ地についていないこと

そこで、一言付け加えておきます。  
第二に、自白強制、拷問、暴行の問題について申し述べます。  
この問題については、少年らは、口をそろえ一様に事實犯されたことを筆でえているのであります。たとえば、少年は、四月十二日から十八日までの間岡本、佐瀬、権藤、永徳という刑務所から手を引つ張られる、腹を突かわされる、手錠をはめられ、正座させられらるる、数人の刑事に取り囮まれて自白を強いたり、刑事の股倉に頭をばき込まれて小突かれる、髪の毛を引っ張らされる、いろいろの乱暴にあり、耐えかねて虚偽の犯行を自白したと訴えております。

浜田少年も、おもに権藤刑事から四月十二日またぐらに頭をばさまれ小突かれた、正座の姿勢をくずしたといつてはなくられた。無理な姿勢で手錠をかけて調べられ、短刀を突きつけられたこともあると述べております。

山本少年は、やはり権藤刑事のため良心があるかと腹を突かれたり、首や顔を打たれたり、うしろ手に手錠をかけられたり、また刑事十名ばかりに取り囮まれてひっくり返されたことと、食事を与えられず、自白した

ります。しかしながら、少年らの自白強制などに關する供述の内容がきわめて具体的かつ詳細であつて、事実無根であると考えることは無理であるのに反し、警察官側の態度は、いずれも申し合せたように、ほとんど抽象的、一方的否認に終始しています。もし警察官側においてそれが捏造虚構のものであるとおるのであれば、もう少し積極的な反駁があつてしかるべきではないかと感じました。

前堀弁護士のこときは暴行の事実を強硬に主張し、あくまでその責任を追及するとさえ極言いたしています。

もとより私どもは少年の言い分をそのまま信ずるわけではありませんが、これまで調べた諸般の状況からして自由強要の疑惑を深めたことはいなむことができませんでした。

前面警察庁中川刑事部長が暴行脅迫の事実はないと認められると報告しているが、京都府警本部監察課においては、格別に刑事、少年について調査しています。かような手ぬるさで真相が究明できたと思ったらもつてのほかないであります。よろしく四少年に弁護士を付し、双方を対決させるのでなければなりません。

れば、らちはあかないということを警察は自省すべきであります。

とにかく、警察における自白強制、あるいは暴行拷問は、戦後いまだに跡を絶たない民主主義のガンであります。

て、これが根絶は司法警察行政に課せられた急務の一つであります。

従つて、法務委員会としては、本件について追及の手をゆるがせにすべきではありません。

同時に、かような事件の抜本策につ

いても深く検討すべき必要があろうか

と考えます。

この点について前堀弁護士から次のように三つの意見が述べられています。

すなわち、その第一点は現在警察で

は一人の刑事が取調べを行なつたよう

である。これでは被疑者はだれによつて取調べを受け、暴行などされてもだれにされたかはつきり見きわめること

が実際上困難である。従つて、責任の所在を明確ならしめるため一人の警察官が身分、氏名を明らかにして取調べ

に当るようすべくである。

第二点は、逮捕勾留を検事勾留に切りかえた場合は、警察の留置場を拘置監に代用する制度は廃止すべきである。

現在のようでは警察は検事の知ら

ない間に自由に被疑者を出し入れして

決してわからないという状況ではあり

ません。これをわかるはずないと考

えた検察官は果して実地検証の上便所

付近の照明の状況をよく確認したのかどうか、でき得べくんば検事勾留について

特別の立法措置が望ましい。

第三点は、現行法上被疑者の自供調

査はそれが警察官の作成したものも検

査官の作成したものも、証拠力は全く

同一であるから、その間の何らか差等

を決定されたいと存じます。

同時に、かような事件の抜本策につ

いても深く検討すべき必要があろうか

と考えます。

すなわち、その第一点は現在警察で

は一人の刑事が取調べを行なつたよう

である。これでは被疑者はだれによつて取調べを受け、暴行などされてもだれにされたかはつきり見きわめること

が実際上困難である。従つて、責任の所在を明確ならしめるため一人の警察官が身分、氏名を明らかにして取調べ

に当るようすべくである。

第二点は、逮捕勾留を検事勾留に切りかえた場合は、警察の留置場を拘置監に代用する制度は廃止すべきである。

現在のようでは警察は検事の知ら

ない間に自由に被疑者を出し入れして

決してわからないという状況ではあり

ません。これをわかるはずないと考

えた検察官は果して実地検証の上便所

付近の照明の状況をよく確認したのかどうか、でき得べくんば検事勾留について

うか、疑問であります。

とにかく、偽証の認定において、す

ぐにミスがあつたと考えられるのであ

ります。それが警察の場合と同様、

やはり予断と見込みに出発した非合理

的な検察活動が災いしたといわなければ

なりません。その後村松証人は森島

言葉のやりとりはとにかく今夜逮捕しよう。

これはきわめて疑わしいと考えていま

す。なぜならば、検察官が偽証を認定

して申します。まず、偽証の認定自

体が相当であるかどうか、私どもは、

これはきわめて疑わしいと考えていま

す。なぜならば、検察官が偽証を認定

して申します。まず、偽証の認定自

その部分についてだけでも考え方を明確にし、るべき責任はとるべき段階ではないか、こういうふうに概括的に考えております。これは本日は大蔵国務大臣、松原さんも見えておられます  
が、一応報告を終り、報告に対する委員各位の御質疑等あればそれをいたしまして、そのあとでそれらの点について私ども特に現地で調べてきた者としてその点についての若干質疑をしてみたい、こういうふうに思つております。

○委員長(高田なほ子君) 御苦労さまですございました。

本件について御質疑のおありの方は御発言をお願いいたします。

○一松定吉君 この調査報告は調査報告でありの今まで大へんけつこうですが、これについてまずあなた方のもう少し具体的にこういうことはこうしたらよかつたのに、こういうふうにしたとか、結論はここに書いてありますけれども、もう少し何か、はあそつかなあというふうに具体的にお話はできませんか、ことに亀田さんなんかはだいぶよくこれを御調査になつたことは敬服をして聞いたのですが。

○亀田得治君 ただいまお尋ねの点はなかなか考え方によつて結論の出し方がいろいろあるうと思うのです。まあそういう立場から実は報告書自身としてはきわめて控え目な結論にしておいたわけなんです。私ども行つた者だけであまり具体的に露骨に出してしまうのはどうかということと、こういううごとに一応なつております。しかし若干腹減なく言つてみたいということであればここで付け加えてみたいと思うのですが、たとえば警察の関係ですね。

私どもが今まで報告を受けていたのは、やむを得ぬ誤認であった、こういうことが報告されておる。ところが、私ども現実に調べてみますと、思つた以上に宋なり浜田が真犯人の模様を供述調書の中ではつきり言つてゐるのですね。出てきた真犯人とそっくりのような特長は大体つかまえて言つてゐるんですね、半長靴のことも言つてゐるし、とつくりシャツのことも言つてゐるし、一人で全部は言つておりますが、二人のやつを全部総合すると、ちゃんと出てきておる真犯人と同じことになるような表現を使っておる。それからもう一つはけんかがあつた後に、先ほど報告の中でも書きましたのが、少年の友人の岩本弘という家に寄つておるんです。寄つて実は今けんかしてきただと、で、けんかの模様を詳しくしゃべつておるわけです。で岩本弘の姉さんでしたかね、これは供述調書をごらん願えばわかるんですが、姉さんなどもどんなにかんだと聞いてですね、相当詳しくしゃべつておる。そして岩本の家の寄つたことは警察のもしゃべつておる。だからほんとうならば当然岩本のところに警察から出かけつてほんとうにそういう話があつたかどうか、こういうことを聞いてみると、そのことをなすべきなんですが、岩本を調べたかどうかについては、私ども西陣署のその当時の中心になつて調べていた刑事に聞いたんで、それが、その岩本という名前すら覚えておりませんでした、私に対する答えです。

い誤認であつたといふうには考へられない。従つてその点は京都の本部長も率直に認めました。認めましたから私もどもそれ以上の追及はしませんでしたが、しかしその点は少くとも明確なんですから、私はその上に立つて、重大的な捜査の見当違いだと、これに対する責任だけはもうこの段階で明確にすべきではないか、警察の関係では、そういうふうに思います。

もう一つ残つておるのは捲問の問題です、警察の関係では。これは先ほども御報告申し上げたようにいろいろ両者の言い分が食い違つております。ただ私どもの第六感としては、ただ警察官の方はやらぬやらぬ、こう言うだけ。一方の子供の方はどういうふうにどうということをされたと、この警察官はこんな歌を歌いながらこうしたと、具体的におっしゃるわけですね。それからことに宋以外の人は留置場なんかの経験がないということです。本人もそう言っておるし、警察もその点は認めておりました。ですから捜査の作りごとを言っておるんじゃないという感じを私ども受けたわけです。それでまあ警察の本部でもそれじゃもう少しこれは徹底的に慎重に調べてみたい、こういうことを率直に言つておりました。警察ではもちろん対決という方法をとつておりませんが、なぜとらぬのかと言いますと、対決させると結局よくい調べる人が警察の監察課長ですかをいておるのだから弁護人をつけて控えさせておいて、そしてほんとうの真相を言つてみなさいというふうに言え

は、そこは何とか真相がつかめそうに思うがどうかと言いましたところ、十分そういう方法は一つ検討してみます。従つて私はやはりこれもこの点についてやはり警察自身としてもうやむやにしないで、もつと究明してほしいとこう思つております。

検察庁の関係では深夜に逮捕をし、これは全く間違いない。これははつきり皆さんのがぶとを抜いであります。従つて私はやはりこれが事実ははつきりしておりますから、ほかの点と違つて、たゞえ偽証であろうがなからうが夕方から翌日にかけて逮捕した、これはもう明らかにミスですか、これに対する責任はやはり明確にすべきだ。それが偽証かどうかということが明確にならぬからということでは、どうも今の世論がやはり許さぬという感じがいたします。だからその点だけは一つ松原さんの方でも十分考えてもらいたいと思っております。それ以外の点、午前一時から二時における深夜逮捕というものは非常に非常識な問題ですから、重点がそこに移っているのですが、実際は任意出頭ですから、夕方の六時ころになれば本人を帰さなければいかぬわけです。ところが六時ごろからすでに十一時ごろまで引っぱつていったわけですね。それ自体が実は重大な人権侵害なんです。おそらく検事の方から言えれば帰りたけれど自分で帰つて行つたらいいじゃないかとおっしゃるかもしれないが、それは実際上はちゃんと調べ室へ入れられてしまつて、そう調べを続けられておつたら、もうよろしいというまではなかなが振り切つて帰れるものじやない。

それは事実上そういう人権という問題を真剣に考えておられれば、これは当然みずから自発的に帰してあげるべきです。そこですでに人権侵害がなされた、この点も私は法務当局で検討してもらいたい、こういうふうに考えております。

それから偽証であったかどうかという点ですね。これは私ども現場で調査をやり、裁判の模様等具体的に聞きましたし、とにかく本筋において大体合つたことを言つておるのであります。ですから、多少の違いがありましても、そんなものを偽証として引っぱるというようなことをしたら大へんだと思うのです。国会議員であろうが大臣であろうが、どんなに頭のいい人でも、一年もたつたことをもう一度言つてみないと言え巴、多少のことは私は間違つてゐると思うのです。しかもその多少間違つておるとしても、こんな程度のことを、自分の面子を立てるためにあれは偽証をやつたんだから逮捕したんだと突つばるのははなはだ思わしくない。もしそういうことを言い出せば弁護士自身も言つておりました。私ども事件についてようこねから人に証人立つてくれということをおつかなくて頗りにくい、こういうことをおっしゃつておりましたがね。そういう恐怖感を与えるわけですね。こういう態度に出れば、私はこの点は若干疑いのある問題ですが、もっと大乘的な立場からやはり法務当局の適切な一つ判断をお願いしたいと思っておるん

です。それから、従つてですね、不起訴処分にはなつておりますが、これなんかも当然早く不起訴処分ということでありたいを暗らしてやつてほしい、こういうこともあります。

すが、ことに羽仁先生いろいろ御意見  
がありますのでつけ加えて一つ。  
○委員長(高田なほ子君) 羽仁さん、  
補足がございましたらおっしゃつてい  
ただきたいと思います。

癡らした上で結論を得た上でどうする、こうするときめなければならぬい、検事の態度が然るにこの点が疎隔あるようく感ぜられるのですが、その点のお考えをもう一べん述べていただ

等に載つておるようなひどいことを泉検事等が言つたとかいうことについて、は、そんなひどいことじゃないといふことは言つておりましたが、食い違いだけは言つておりました。結局森島檢

り、途中で意見の変わったことは事実なんです。村松証人に強硬に突っ張られたために、だからその実質的な面で森島検事の初めの見当自身が大分違つておったのじやないか、それから同時に

それからもう一つは少年についてで  
すね、余罪があつたということではまた  
裁判をやつておるわけですね。これは  
はなはだ非常識なことで、先ほど起訴  
状自体がおかしいということを申しま  
したけれども、ともかくこれだけの迷  
惑をかければ、もう少々のことはある  
でありますし、ともかく済まんかった  
ということで白紙にするくらいの気持  
で私はあつてほしいと思うのですね。  
そういう点の扱いが、いや、あれは人  
違いであったけれども、まだこいつら  
はこういうものがあるのだといったよ  
うな非常的な誣人に対する扱いとしては  
はなはだ私ぶに落ちないという点、こ  
ういう点いろいろありますね、まだ  
残された問題というものは、それで私  
どもこれを調べて感じましたことは、  
一つは人權擁護局、今日は局長見えて  
おりませんが、擁護局の局長が衆議院  
で大体の模様について説明をされまし  
た。大体あの説明が事態の真相をつか  
んでおるという感じを結論的にもって  
おります。このきわめて明確な点以外  
の点についての拷問があつたようと思  
います。それから偽証という点につい  
ては、どうも疑わしいといったような  
表現をしておられます、大体あの局  
長の表現がこういう問題になる点につ  
いても是認されているのじゃないかと  
いうような結論的な感じをもっており  
ます。これはまあまだいろいろあります。

○羽仁五郎君　いや僕は大蔵國務相にあとから質問……。  
○一松定吉君　ちょっと委員長、質問する前に亀田君にお尋ねしておきたいのですが。あなたの報告書、今御朗読になったこと並びにこの報告書を詳細に調べてみますと、まだ一番、この事件について捜査の主任検事であつた森島検事の調べができておりますね。  
そうして一面には森島検事とこの森島検事に対し、君は無能検事だ、もし君がやらなければ検事をかえて取り調べるというようなことを言つたといふ。泉、中田両検事の意見の衝突、これに対して熊沢検事正の裁断といふようなことはこの事件の一一番の重大な責任の分れるところだと思います。森島検事が本当に自分の得た心証をありのままに泉、中田両検事並びに検事正に報告したならば、その点がこれらの検事によって検討せられて、事実の真相をどうすればいいかということが研究せられなければならない。その点が私はこの御検査お取調べの分だけでは十分納得ができないので、森島検事がどういうわけで取り調べられなかつたか、先方の都合によつて取り調べられなかつたといふだけ、何かお取調べの意の疎通なんかということは、御承知の通り検事はもぢろん一体ですか、先方の都合によつて取り調べられた点です。そしてこの一体検事の間の事正といふものが密つて十分に協議を

○亀田得治君 御指摘の点私も特にそれは重大点でありますので、ぜひ森島検事に会うべくいろいろ努力をいたしましたが、ところが私どもの方に診断書を提出されまして会いにくいかから、こういう御遠路があつたわけです、初日に。それで私ども、もしこちらまで出てこられるのが健康等に差しさわるようであれば、私どもの方から伺いたい、どうしても病気等が重ければその上司の検事との食い違いの問題点なんかに問題をしぼって、若干この要點だけを確かめる程度にしたいと思うから、というふうに連絡もいたしましたして、そうして京都の地検からわざわざ検事が一人森島検事の宅に行つてくれて、その旨相談したのですが、結局健康にさわってはというような意味で遠慮したいということになつたわけですね。それで私どももまあ証人として呼び出しているわけでもない、まあ強制的にお会いするということもどうかと思いまして、一応そのまままで打ち切つたわけです。

事の意見が採用されないで上方の意見が通ったんだ、こういうことです。それでまあこの点に関して私は委員の間でいろいろ意見も交換したのです。がある方面からの情報によると、何かこの森島検事が懲戒免にされるのはなぜかといいますと、この森島検事は、こういう重大な問題ですから若干内部の事情が外部に洩れるようなことをしたということでありまして、それはすぐにつかまえて君は懲戒免だというふうな形式的な処置をすべき問題ではないと思うのです。普通の事態とこれは相違いますから、むしろ両者の意見が食い違つたですから、結果からいうと森島検事の意見が通つていれば逮捕になつていいのです。上の意見が通つたので逮捕になつたわけです。何かそのへんの実質の面からいって、私は上の方が悪いと思うのです。だからそのへんを、森島検事を懲戒免にするにすることによって何からやむやにされるということではなはだおもしろくないと思うのですね、処理の仕方としては。しかしもちろんこの偽証罪として取調べにかかつた森島検事の当初の意図は、やはりこれは偽証としてつまえたい、こう森島検事自身も思つておったわけですから、そのへんにはやはり実質的な森島検事の責任があると思うのです。上司との連絡の関係性など

請まで伝えたのを急に言直もでさないといつたようなことで、そういう面での責任を追及されるということなら、これは私はそのかわり上の中田、泉あるいは検事正、これはみんな同じように追及されたらしいと思う。それをおぼやかして、どうもあれは秩序を乱したとかそういうことで懲戒免にされる、これでは私は森島検事非常にかわいいそうだと思うし、それから第一そういうことでおどされると、あるいは懲戒免にされると、あと弁護士もできませんし、これはやはり真実をはつきり言わなくなると思うのです。そういうことを調査の過程で私ども若干感じましたので、これはまあ今後の取扱いでですが、かく御参考までにちょっと申し上げておきます。

泉の両検事にむしる責任がある。そしてその点について森島検事が検事正に上申し、もしくは泉、中田のその三人の検事の話し合いの尖鋒を検事正に報告しなかつたということが元になつて、検事正の認定が誤まつたのかといふことになると、その根源は森島、中田、泉の三検事の間にある。それだけに泉、中田の両検事に重大な責任がある。それなのに森島検事を懲戒免に付するというようなことはこれはどうもとんでもないことだ。今あなたのおっしゃる通りそういうことはすべきでない。これはどうもこの辺をいま少し取調べませんと、この委員会としては結論が出ない、私はかように思います。

○龜田得治君 御指摘の点は私ども

が至る所にありますから、これはどうも直きなければならないと思うから、そういう点については監督の衝にあたらせられる大蔵国務大臣において、警察官の会合とかもしくは特別な指示によつて、そういう間違つた態度は改めるということを十分に御訓示を

おられます。○委員長(高田なほ子君) 亀田さんにちよつとお尋ねいたしますが、四少年に対する無実の論告があるという一方、この被告者の木下さんの死因を確めて、刃傷による死亡かあるいは殴打による傷害致死かということを確めて、そうしてまた、四少年にその暴行

事実を認めさせるような原因を発見するよう努力しているやの新聞報道があつたのであります。そういう点についてはお調べでございましたでしょ

うか、死因の探究です。○龜田得治君 大体真犯人が出ていてやつたものですから、そこまで細かくはやつております。○一松定吉君 もう一つ御報告の中に

大蔵国務大臣からわざとわれわれに警察に関する問題ではないから、今大蔵国務大臣からわざとわれわれに質問についての御答弁はないわけですが、しかしこの点について大蔵国務大臣が警察官の処置に関して何か御

意見があれば、それは承わつておきました。今私ども警察の点についてまだ十分に事情を知つております。ですが、ただ警察官が少年らを拷問したことになればこれはこれは承わつておきた

ことになればこれは「つ……、かんとか言つて結局自分の意思に合うように引つ張りまして、合つたときには自分らの功をあせつて、合つたところだけの供述調書を作つた」と、

本部長はそういうふうに答えております。○赤松常子君 ちょっと亀田さんにおかるはずである。凶器の出所がわからぬ、凶器がどこから出たか調べなかつたということになつてくると、やはり調査の手落ちがあるが、そういう点はどうですか。

○龜田得治君 凶器の出所については、どこまで調べたか不明ですね、私どもの聞いた範囲では、とにかく捨てた場所だけを大いにやっておつたようです。

○委員長(高田なほ子君) もう一点お尋ねしますが、科学捜査に頗り過ぎたという検察庁側の反論が一部新聞に出ているようです。つまりこの四少年のズボンに血痕反応が現われた。それが被害者と、同一の血痕だから、これは殺したのだろうという科学捜査に頗り過ぎた結果引つぱつたんだというよう

なことが出ているわけですが、こういう点について何か特別に補足していただけでしょうか。

○龜田得治君 まあこれは議論になりますけれども、むしろ第五の人物といふものをお述べておるわけですから、第五の人物が殺しておるからこそ血痕がほかの人にもつくわけです。けんかしていることは皆一緒にやつておるわけですから、だから、ただその血痕が同じだから、ただその血痕が同様の人物が殺しておるからこそ血痕がほかの人にもつくわけです。けんかしていることは皆一緒にやつておるわけですから、だから、ただその血痕が同じ

被疑者の言うことを初めから信用しない。やはりこういう精神があるのであります。これは一つの大きな間違いいやないかと思うのです。これを全部調べておつてそういう感じがしましたよ。どういうこともあるでしょうがね、やはりそういうふうなことを書いたかったんだといふふうなことを書いたのですがね。あまりそういうことは力説しませんでした。一応抽象的にはやむを得なかつた。それは私は、場合によつちやそ

に問題があると思うのでございまして、何か警察が取り調べる態度に、非常に威嚇的な態度があるものですから、市長はさわらぬ神にたりなしといふふうなことで、もう避けよう避けようとしている。こういうことは私今まであとからそちら様にもお尋ねしてみたいと思っておりますが、もう一

度の問題にも大きな何か質点があるよう思います。これ

うも国民、人民大衆というものはうそ

うですが、しかしどうしてやむを

起ると思う。この証人の場合でもこれ

があると思います。今度の証人の誤り

つ亀田さんあれでございましょうか、

先ほどその少年の一応の最初の疑惑といふものが白くなつた。けれども、あと次にこうすることをしていけるじやないか、あいうことをしているじやないかといふようなことを追及している

いかということは、またその後引き続いてやられているのでございましょうか。

打ち切られているのでございましょうか。

まだ引つかかっているのでございましょうか。

それはまだ続いておや

りになつてゐるようですね。

大体先ほ

どから御説明申し上げたように、全般

的にこの事件といふものは、どうも不

当な取調べがあつたんじやないかとい

うことですね。その中の一部の調書

を、今度もう一つの事件に利用してい

るわけですから、それだけでも、たと

えはかの問題を問題にするにしても、

この調書を全部焼いてしまつてそうし

てあらためて全部解放した立場で聞い

て上げるべきだと思います。不当な経

過で作られた書類を元として、まだ若

の方は余罪があるから放さぬぞ、これ

は私はこの子供に対しても酷なよう

うです。

○羽仁五郎君 それでは大蔵国務相に

質問を許していただきたいと思いま

す。たゞ私どもの調査の報告を十

分にお聞き取り下つたことと思うの

であります。今回の京都五番町事件に

ついては、御承知のように国民が非常

に注目をしております。で、その一、二の例として、私どもが受け取つてお

ります市民の皆さんからの手紙を今こ

こで聞いていただきたいと思います。

なお、この調査報告書には、さらに詳

細な報告をつけ、現地京都における新

聞報道その他の資料も添付しておくる

もりでありますから、それも十分にこらんを願いたいと思うのであります。

同時に、この問題が、東京はもちろ

ん、全国の各新聞に相当重大な意味を

もつて報道されています。私どもが

関心がきわめて高いことを感じており

ます。

ここに代表的なものを二つだけ読み

上げさせていただきますが、一つは福

山の方面から寄せられた亀田委員、新

谷委員並びに私の三人に対するのはが

きであります。「京都五番町事件に対

し日本全国の国民代表者として詳細な

御調査を感謝いたしております。検

事といふ警官といい、いずれも取調べ

に彼らが否認しても否認するほど国民

は信頼せず、一点の同情もこれなく、

ために関係機関一同、関係警官一同を

受けければ、いずれもみな否認してお

りますが、もはや事ここに至ればいか

に彼らが否認しても否認するほど国民

の任に當る者が一たびわが身が取調べ

を受ければ、いずれもみな否認してお

しようか。これについては特に申し上げておきますが、先ほど一松委員からも御発言がございましたように、これは法務省の方でございますが、検察のあり方について重大な問題があるのじゃないか。それは法務省御自身によつて明らかにならないとすれば、やはりこの法務委員会においてそれを究明しなければならない。同様に警察について、こういうふうなただいま例として読み上げましたような国民の声、また一般的国民の声、また統計などに現われておられます警察が人を見れば直ちに疑いをかけるというふうな、こういう相り方、これらに対し警察担当国務省において適宜の処置をおとりになることができないということになるならば、この法務委員会としては人権擁護のためあくまで徹底的に説明をせざるを得ないのであります。願わくはこの直接の責任を負うておられるあなたによつて断固たる処置がとられることを、われわれ立法院に迫つておるものは心から切望するのでございます。そういう意味におきまして人所高所に立たれ、そうして明快な所見を示されたいのであります。

みならず、こういう事件が起らないよう災いを除いて福となし、そうしてこれが警察の民主化のいはずえになるというようにしなければ申しわけがないと、かよるに考えておる次第でござります。かかるゆえに、たとえば輿論な話でござりますけれども、この事件が起りまして以来直ちに国家公安委員会を開きまして、会議を持って、この人権の擁護といたしておるけれども、こんな注意は何べんでもやった方がよろしいから、ここでみんなの決議をもって警察庁に一つ勧告しようではないかということにして、そのことを警察庁に勧告いたしまして、警察庁も同意でござましたので、今までやらないつもりではおりませんけれども、事実そういう非難が起っているのでござりますから、注意をいたさなければならぬと言つて、直ちにそれぞれの処置をとつておるような次第でございます。私はそれで、ことにこの京都の事件につきましては虚心なるかいに、自分の身内の者がやつたことだからといって、下手にかばひだたをしてはいけない。世論に聞いて、道義に聞いて、識者に聞いて、そうして警察をよい警察に育てることに皆で専念しようではないかと、下手な隠しださいまして、それに専念をいたしております。この京都の事件につきましても、また一面から府の当局も、首脳部はみんな同感でございまして、それに専念をいたしておるような次第でござります。この京都の事件につきましても、また一面から

げでどうかと思いますけれども、警察官にも同情すべきところもあるのですね。一生懸命やつてある。やつてあるけれども、大勢の者の中にはまた間違った行為をするものがあるのです。それだから全体が国民の非難を受けるようなことになってしまふということも、必ずしもなきにしもあらずで、これは決して警察をかばうわけではありませんけれども、私はそういうこともあり得ると思うのです。それで処罰するとか何とかいうことにつきましても、ちょうど警察が犯罪捜査をするのに、慎重な態度と周到な用意をもって臨まなくちやならぬと同様に、警察官の処置をするにつきましても、よほど慎重に、一々の真実を把握してのちに慎重な斟酌な考慮をめぐらした上でやらなくちやならぬと、かように考えておるわけでございます。決して言い逃れをするわけじやございません。それで、この京都の事件につきましても、今、亀田さんの御報告書を私も拝聴しまして、非常に共鳴いたしました。啓発されるところが多く、これは警察の一一種のお手本にしてもいいかと思うのでございます。ところが、やっぱり神様ではない人間のなさることだから、皆さんのおっしゃったことにも間違いがあるかもしませんが、大体の考え方というものは、警察が全科玉藻として考えていかなければならぬことじやないか。それが京都の事件にびつたり当てはまるか当てはまらぬかは、それは見方によつて違うところもあると思ひますが、この考え方につきましては、同感の意を表せざるを得ぬと思うのですござります。またそれがいいとす

るゆえんだと考へておる次第でござります。それで、この報告書は、これはよく検討いたしまして、そうしてこれを参考とし、これをつっしんで拝聴して、そうして警察をりっぱな民主警察に育てあげるということに専念をするだろうと思ひますが、私もまた、そういうふうに警察首脳部に対しまして勧告したいと、かように考へておる次第でございます。

一言ちょっと所感を述べさせていただきました。

○羽仁五郎君 直接には、真犯人が名乗って出られたことになつて明らかになりました警察の自白の強要で、この捲問の事実などについては、さらに京都の現地の責任者も、調査をわれわれに約束しておられますし、また中央でもその調査をせられることであつたと、捲問の事実などについて、さあ、三名の委員が、報告書の中にも明記しておきましたように、自白の強要はあつたと断ぜざいません。自白の強要ということが明らかにある。われわれ三名の委員が、捲問だけではございません。自白の強要がなければ、明らかにあります。かつまた、現在国民が五番町事件について非常な義憤を感じ、あるいは非常な注目をしているのは、日本全国の警察において自白の強要はあつたのであります。場合によつては、捲問も行われてゐるのであります。ただそれを警察官は常に否認する。しかも、警察官は悪い意味において専門家だから、その証拠を残さない。またその目撃者は絶対においておかない。先ほど弁護人の御意見の中に

ちかわり、だれがやつたのかわからな  
いようにしてそういうことをする。そ  
ういうことについて、なおまだあなた  
は最高の責任者として、その点が明らかでないというようにおっしゃるおつ  
もりか。それともその自白の強要につ  
いては、その事実があること、またそ  
して社会の非難激烈であることをお認  
めになるのか。もしなるとすれば、そ  
れを今後根絶するために、現在どうい  
う処置をおとりになるつもりか。第一  
には、その点をまずはつきり伺わして  
いただきたい。すなはち自由の強要が  
あるということをお認めになるかなら  
ないか。そしてもしお認めになるなら  
ば、その責任をどうおとりになるおつ  
もりであるか。それによつて、今後日  
本全国の警察に二度と再び自白の強要  
は起らないという確信をもつてわれわれ  
に臨まれるには、どうなさるおつも  
りであるか。この三点をまずはつきり  
伺つておきます。

と、それから稠密なる用意をもつて、  
もつと真相把握に努めるべきであった  
と思います。それを間違ったというう  
とだけは間違いなかろうと思うのでござ  
います。どうしても、この報告書に  
ありますように、これは警察のミスと  
私は言わざるを得ないとと思うのでござ  
います。事実の真相を把握し得なかつ  
たのでござりますからして、それに多  
少、なるほどそういうことで間違えたか  
もしれない、という言いわけが立つかも  
しないが、言いわけであつてよろし  
くない。そういうことを警察は考えて  
はよくない、こういうふうに考えている  
のであります。それで、再びこういうこ  
とにならないようになければならない  
いと、こういうふうに考えておりますけ  
れど、今、自白の強要とか、拷問があつ  
たとかないとかいうことは、まだ今  
せつから一生懸命虚心たんかいに、おの  
れをむなしゆうして真相を把握して、  
そうしてその上で処置しよう思つてお  
りますので、今どうしようという段階で  
はないと思ひます。かように考えてい  
る次第でございます。それで、これを  
適に考えて見ますといふと、これもま  
た軽率に——これは世間の非難がもち  
ろんございます。私も承知いたしております。  
恐縮もいたしております。恐縮  
もいたしておりますけれども、それ  
だと言つて直ぐに、お前が間違つてい  
た。お前が拷問したんだろうと、こう  
言つてやるのには少しくまだ早いん  
じやないか。もっと調べて見なけれ  
ば、慎重考慮を払わなければならな  
い。わかりました以上は、決してこれ  
を廻らせるのにちゅうちょするもので  
はございませんけれども、今の段階  
で、これによつて確かに拷問があつた

と、自白強要があつたと、こういふうに断定するのには少しく慎重の用意を欠いていると、かようによは考えている次第でござりますから、どうぞしばらく……。警察は今度は虚心なんかないに、ほんとうにおのれをむなしゆめをして取調べをして、よりよい警察にしようとして一生懸命やつてゐるところをございますから、しばらく猶予を願いたいと、かようによは考へてゐる次第でござります。

（委員長退席、理事龜田得治君着席）  
ただこれが、警察というものがややもすると、ある時代におきましては、時の政府あるいは時の政黨の手先になつたという感がなきにしもあらず、これが一つの大きな欠点。それともう一つは、思想警察について行き過ぎが多いかったたのじゃないか。この二つの点だけは、どうしても弁解がつかぬと思うのです、戦前の警察でも。しかし、その他の一般警察は、日本の警察は、決して世界各国の警察に比べて、悪い警察ではなかつたと、私はかように信じておるのでございます。けれども、戦後におきまして、國家公安制度というものが設けられまして、そうして日本の警察をりっぱな民主警察に仕立てたい、今の二つの欠点を排除して、警察といふものを時の政府とか、あるいは時の政黨とか、そういうものの自由にさせずに、それから警察官を守つて、警察は日本国民全体の警察である、一部少數の人の警察ではない、全體を守る警察であるというふうに仕立てようと、いうのに、この公安制度が私は一番いいのじやないかと、かよう考えております。それで、私のような経験を持つております者がこういうことにいきますと、いうと、初めなりましたときには、参議院でも衆議院でも、予算編会でも、何かしら、私は政黨出身のやつであつて、その方の専門家のようなやつだからして、警察を利用して選挙干渉でもするのじやなかろうかと、そしあういう疑いばかりだつたのですね。しかしながら、一選挙しまして、選挙干渉をしたかということは、一つも非

それがせめてもの世間の今日の非難に  
対してこたえるゆえんである、かよう  
に考えております。幸いにして警察當  
局も私と同感を持つてくれております  
から、全く今度は目的を達成するよう  
に全力を尽したいつもりであります  
から、どうぞ羽仁さんもそれだけお認  
めを願います。これだけお答え申し上  
げます。

○羽仁五郎君 拏問などはもとよりの  
ことであると思います。査問について  
は、われわれはその濃い疑いを持つて  
おりますが、確實にそれがあつたと断  
言することはしばらく差く控えます  
が、少くとも自由の強要があつたとい  
うことは、そう断定せざるを得ない。そ  
こで國務相たるところのあなたの御責  
任というものは、その所管の警察が、  
國民のたとえ一人であろうとも、二十  
才前の少年であろうとも、それに自由  
を強要したという点についての御責  
任、政治的な御責任というものは痛感  
しておられることがだらうと思うので  
す。これ以上ある申し上げませんが、  
その点については、一つあなたがス  
テーママンとして、いかにも國民が納  
得するような処置をとつていただきた  
い。いわんや今後、再び警察のどこか  
において自由の強要が起るようなこと  
が私は絶対にないことを切望しております  
が、また日本國民もそれを心から  
切望しておるのです。警察官がああ  
いうことを断固としてやめてもらいたい。  
そのためには、警察が今まで  
やつてきたことを、なぜ男らしく認め  
ないか。今までやつてきたことをあ  
くまで逃げ隠れ、上下一致して否認し  
ておるという卑怯未練なあり方とい  
うものは、将来においてもまだ続ける  
というお氣持でございましょうか。実

お手紙も、まことに軽々に看過することができないのです。そういう意味で、今後二度と自白の強要などが起らないようにという措置も、必ずあなたがおとり下さるというふうに信じますが、このわれわれ法務委員会も、ただそれを、日をむなしゅうしてお待ち申し上げておるというわけにもいきません。国民がこれだけの要求をしておられるのでありますから、一刻も早くその当面の措置というものに到達しなければならない。けれども、直接には行政上の責任を負うておられるそちらにおいて、できるだけ早くその処置を明らかにする、また、その方針を明らかにせられるということを今しばらくお待ちを申し上げますから、しかし、いつまでお待ちを申し上げるということもできないので、どうか十分に政治的判断を生かして、この際はつきりした態度をおとりになることをお願ひいたします。いかがでござりますか。

の警察官のすべてが拳銃を携帯するところが果して必要であるかどうかかといふ点につきましては、いろいろ検討いたしましたのであります。特に拳銃を常時携帯しておるがために、いわゆる拳銃事故を起すとか、こういうことも絶対ではない実例に徴しまして、これはある程度研究をいたしまして、必要欠くべからざるときのほかは、拳銃の携帯をやめるのが適当ではないか、こういう考え方もいたしてみたのであります。が、そうして現状におきましては、昨年に相当大幅な改正をいたしまして、制服で勤務する場合といえども、必要のない場合には拳銃をはずしてよろしい。これは所長の判断に待つということに改めたのであります。たとえば交通整理に当るような制服の警察官、こうした者は拳銃を始終持つ必要はないのではないか。あるいは部隊として活動するような場合、拳銃を持っていることがかえって暴発事故を起し、相手方にそのために被害を与えたりするようなことがあっては相ならぬので、そういう場合には、むしろはずすのが適当ではないか、こういうふうにいたしました。

幣について大幅な緩和の改正をいたしましたのであります。自來今日に至つては、今までには、今しばらく研究をさしていただきたいと思うのであります。と申しますのは、この拳銃を警察官が携帯しますのは、この拳銃を警察官が携帯するということは、もともと自己並びに第三者者の生命、身体の保護の目的のために持つのであります。決して攻撃のための武器ということで携帯をいたしまして、昨年一年かけておるのであります。さしておるの実績に従してみましても、凶悪犯人の逮捕に向いました警察官で、相手が拳銃あるいはナイフ、刃物ぼうちよう、こういったようなものを持っておりましたした者が八名あるのです。たしかに、重軽傷いたしました者が六十九名の多きに及んでおります。

こういう実情からいたしまして、警察官の自分自身の防衛のため、また第三者の生命身体の保護のために、やはり武器の携帯というものを必要とする相当の理由のある点も、私ども十分理解されなければならぬ、かように感じておりますので、今しばらくこの問題につきましては、全面的携帯禁止といふ段階になつておることの御説明をいたしました。私が最後に大蔵國務相になりました。

○羽仁五郎君 今、拳銃についての御説明がございまして、近來次第に拳銃の携帯を緩和して、必要かくべからざる場合でなければ拳銃を携帯しないといつきました。私は最後に大蔵國務相になりました。

伺つておきたいのは、私がこうして問題についていろいろと申し上げるのは、警察官に対する深い同情からくるのであります。警察官が、國民からほんとうに信頼されていいのではなく、勤務がおつらかろうと私は思うのであります。警察官はやはり自白の強制というようなおそろしいことをするのぢやないかというふうに國民から見られて、警察官として勤務しておられるということとは、私は耐えがたいことだらうというふうにお察しをするのです。ですから、この自白の強制というようなことを根絶するということは、日本の警察に対する國民の信頼を高める意味において、一刻も早く着手せられたいことであります。同じように、この拳銃の携帯ということについても、さらに一步を進めて、今御説明があつた以上に一步を進めて、私は全廃しろというのではないであります。

イギリスの場合のように、相手が拳銃を持っていて、そしてそれを相手が発砲したときに初めてこっちが発砲するというくらいの、國民の人権に対する意識を持つていて、そしてそれを相手が発砲したときには、これは、拳銃だけの問題ではあります。警察官に対してわれわれが、国會が法律によつて付与しておりますところの権力というものすべてがそうですが、この権力あるいは武装あるいはその調査というものについて、きわめて國民の人権に対する敵愾さをもつてそれを活用せられるならぬ、國民から信頼せられる警察ができるのですが、その点について十分敏感であるといふのが、その点について十分敏感ではないと、國民の恨みの的のようになられる。そうして勤務されていることは、われわれは見るに忍びない。不幸

にして現在、わが日本の警察は、國民から十分の信頼を受けているとは申し上げかねる。むしろ最近の五番町事件などを契機として高まっております世論は、明らかに日本の警察がまだ人権尊重の精神が欠けている、そうして自由の権利などをやっているのではないのか、そういう疑いを受けておられるのですから、そういう意味で私は、一面においては五番町事件をめぐつて、立派な態度を示されたいということと、それを関連して拳銃の問題などについて、やはり電車の中などで拳銃を携帯していることを國民は決して快く思つておりません。そういう点も十分お察しなされて、そんな所で、電車で拳銃をぶら下げて歩いていることによつて、かえつて國民から冷い感情をもつて見られているという必要がないことであつて、そうして國民からあたたかい目で見られないというようなこともありますから、それら等も一面においては、この自白の強制あるいは拷問などの疑いを一掃すると同時に、他面においては、警察みずからが拳銃その他権力の取り扱いについて、この際いま一歩前進して、そうして國民の前に信頼されるふさわしい姿を示されることを心から切望いたします。いかがですか。

せになる通りである。しかるに、事実は往々にしてそれに反するような非難を聞く。それは、昔では簡単なことでございましたが、言葉が、用語が悪い、おいらからとういう言葉が氣にくわないので、江戸っ子ならばそれが氣にくくはない、そういう点もある。でありますから、今御指摘のような、まま大勢の警察官の中には、あるいは人権を尊重しなかつたり、あるいは捜問した人があつたに違ひがない、それで国民党にそういうふうにうんじられておそれられる。こんなばかりいことはないのですから、ほんとうを言うと。ばかりいということはなはだ不謹慎でございますけれども、身命を賭して國民を守っているものであしさまに言われて、そうしてそれでも守つていかなければならぬ。これは實際はたまらないのです、ほんとうをいうと。けれども、それにはそれだけの原因があるのぢやないか、こういうふうに反省しなければならぬと思うのでございます。今ニワさんの御指摘になりましたような……。

から、それについて、私どもはそれが念頭でございます。その点、警察当局ともよく相談いたしまして、御趣旨の点をよく勘考いたしまして、だから、あしたからすぐというわけにはいかぬかもしませんけれども、すみやかな機会に、国民がさすがに警察の態度も改められて、それだから国民から非常に親まれる警察になつたということに皆さんからほめられるようにして、というふうに考えておる次第であります。以上、お答えいたします。

が、こういうことに関連いたしました。あの暗い、陰惨な警察の施設の改善、こういうふうな点をどういうふうにお考えでございましょうか。まず具体的には、あの警察の部屋、署敷きの、あいいう見ただけで陰惨な気持を起させるところなどに、何かその改善の糸口を考えておられるのでございましょうか、いかがでございましょうか。

○國務大臣(大麻唯男君) 申し上げます。ごもつともございます。刑事部屋の施設の改善等について、さすがに御婦人の御意見だけあって、こまかいところ、こまかいというと何でなければなりません。これはしかし、警察の方でもそういうことを考えておりまして、せつかく努力をいたしております。けれども、建築を伴いますので、急ぐときにはなかなか参りませんが、逐次一つ、今お話しの御趣旨等もよく曉得いたしまして、できるだけすみやかに改善いたしていきたいとかように考えておる次第でございます。

○赤松常子君 私、今のその刑事部屋の問題は、私自身過去いろいろ経験をいたしましたものですから、身にしみて、そういうことを深く痛感しているものの一人でござります。続きまして、その警察官の方の待遇の改善でございますが、あれでござりますね、団結権、罷業権もお持ちになっておりませんものですから、そういう待遇の改善などに関しまして、いろいろ下の声、いろいろな職務上の要求というようなものはどういう方法で取り上げ、考え方、解決していらっしゃるのでしょ

で、警察官の待遇を飛躍的によくしていただくということをお願いすること

は、これはなかなか困難かと思いますが、今後地方財政の再建もくろまれ

ておるような状況でござりますから、今後健全な地方財政の歩みとともに、

警察官の待遇の改善についてもまた、配慮がしていただけるものと、かよう

に考えております。

○赤松常子君 ちょっとと一点、私の大事なことはですね、下の声をどういうふうに上で察知なさるというか、取り上げるというか、そういう職務上の、

下の声が上にどういう方法で通するよ

うになつてゐるかということを具体的に聞かたいのです。

○政府委員(石井鑑三君) お答えいた

します。御承知のように、警察には職員組合というようなものが認められておりません。しかしながら、たえず上

下といわば、お互いの間に意思の疏通をはかり、懇談的な会合等は持つてお

ります。下の声は上司において十分にこれを把握するということにはつとめ

ております。上司において部下の声、えたんでは、これはとてもだめなんで

要望というものにはたえず耳を傾けております。それを十分に具体化するよ

うに努力をしておるような実情であります。

○亀田得治君 ちょっとと、また機会を

はなしますと、あらためておこし願うことになりますので、少しおそくなり

きたいと思います。

一つは、捜査上の大きな見当違いをした、これは私、この段階でもう明らかになつておると思いますし、この点は、京都府の本部長がはつきりそう

おつしやつております。大臣も先ほ

ど、その点は少くとも大体そういうふうにお感じになつておるような発言であります。

ただ、そういう大きな過失を犯したといふことにに対する責任ですね。だが

れだけ世間が注目しておるわけですか

ら、そういう大きな過失を犯したといふふうにいたしました、こういうこと

が私が私出てくる段階だとと思うのです。それが責任者なのか、そしてそれを明確にして、その点だけでも、こういふふうにしようとしておる

か、お伺いしたいのです。といいますのは、警察を民主化して、国民の期

待に沿いたいと盛んに大臣おっしゃる

ので、私も非常にその点は意を強くし

ているのですが、やはり問題は、具体的なケースが起きたときに、それに対

してどういうふうに大臣が処置される

ので、私は非常にその点は意を強くし

ています。何とか警察仲間は警察仲間で

保護してくれると思うのですね。その処

置が非常に手ぬるいといふふうなこと

であれば、まあ結局は、少々間違つ

たって、何とか警察仲間は警察仲間で

おられます。それを十分に具体化するよ

うに努力をしておるような実情であります。

○國務大臣(大麻唯男君) まず御意見の通りと思います。

○亀田得治君 それから捲闇の点です

ね。自白の強制、この点について、私どもが心証を得たように感じておるの

ですが、警察当局では、もう少し調べ

して……。

○國務大臣(大麻唯男君) まず御意見の通りと思います。

○亀田得治君 それから捲闇の点です

ね。自白の強制、この点について、私どもが心証を得たように感じておるの

ですが、警察当局では、もう少し調べ

して……。

○國務大臣(大麻唯男君) まず御意見の通りと思います。

○亀田得治君 それから捲闇の点です

ね。自白の強制、この点について、私どもが心証を得たように感じておるの

ですが、警察当局では、もう少し調べ

して……。

○國務大臣(大麻唯男君) それは別に

相談しまして、御意見もあるところなども長官も聞いておりますから、よく相談いたしたいと思います。

○亀田得治君 もう少しとおっしゃいますからどうぞ。

○亀田得治君 こういう重大な問題に

相談いたしたいと思ひます。

話が間違いました。一度参りましたけれども、まだ足りませんから、なおやりますからどうぞ。

○亀田得治君 こういう重大な問題に

相談いたしたいと思ひます。

話をよく聞いておきます。私は、京都にわれわれ行きたいと思ひます。

○亀田得治君 こういう重大な問題に

相談いたしたいと思ひます。

○國務大臣(大麻唯男君) それは無理ですよ、そ

私は思います、今の日本の現状では、日本人はそういう言葉を使っているのだ、警察に限らず、参議院議員で、国会のえらい人とやはり思っています。だから、決して萎縮しているわけではありませんけれども、礼儀として、言葉を返すようですがと申します。それを言うたからといって、それをつかまえて、上官に何も言えないとおっしゃるのは御無理だと私は思います。これはお言葉を返すようですが。(笑声)それは龜田さん、ある意味において礼儀だと思うのだ。いやしくも国会議員のそういうそつたる人がおいでになつて、そうして調べられるから、警察官がそれに向つて、お言葉を返すようですがと申し上げたからといって、これがどうも警察官は上官に対して萎縮している……それはちつと私は無理だと思います。それは決して悪い意味ではありません。むしろ私が聞きますというと、それは親しみのある言葉だと思うのです、ある意味において。お言葉を返して済みませんが(笑声)しかし申し上げるだけ申し上げますと、こういう意味で言ったのだと思うのです。それは日本語です。(笑声)それで、それはあまりおとがめにならないように願いたいと思います。注意はいたしますけれども、そこまで使ってはいけないというのは、これはちょっと無理だと私は思います。私でもやはりあなたに言います、お言葉を返して済まぬけれども、これは日本語だから、決してそのまま縮しておるわけではございませんから、そらあたりは少し大目に見て、しかし警察官の言葉を注意はいたしますよ。そういう言葉は使わぬがいいと。しか

し、それまでとがめだしては、それはちょっと無理だと、こう私は感じます。

○亀田得治君 私ども、ほかではそういう言葉をいただきませんよ。ほかではどんな人でも、たとえば労働組合なんかの人としょっちゅう話しますけれども、ほんとうに対等に話していますよ。ところが、これは羽仁さんも、それから新谷さんも、みな奇妙な感じを受けてたのです。出てくる人出てくる人がみなそういうのです、お言葉を返すようですがと。ははあ、なるほどね。これだったら、西脇署の内部に行くと、こういう言葉がはやっているのだと私は思つたくらいです。これはやはり、言葉はその実態を現わすわけとして、何かそこに反省すべきものがあるように思いました。それから森島検事と上司との関係ですね。これも私は、そこに自由な、純粹な法律問題としての討議、そういうものが欠けておると思うのです。それはやはり、そういう民主的な空氣を……職務の上下はもちろんあります。しかし事態の正確な処理ということについては、ほんとうに民主的に討議できるという空氣になつていないのでじやないか、こう思うのです。それで、これは言葉を、ちょっとと何かあげ足とったようなことじゃなしに、ほんとうにそういう空気を感じたのを言葉に現わして言つただけです。

ところが、先ほど報告書の中でも申し上げたのですが、現在警察が一番民主化しておる、こういうことを警察官の方が言われましたが、これは大臣どうですか。そういうふうに思つておりますかね。警察は首府の中で一番民主

化していると。その次、検事の方が出でこられたら、検事もまた、検察庁が一番民主化しているとわれわれは思っている。一番が二つあるのかとわれわれが言つたら、そこをちょっとやわらげられました。これは、言葉の端をとらえる意味ではなくしに、私はね、こういう状態で、自分自身が一番民主化しているのだという自覚をほんとうに持つてゐるのだから、これは一番ですからその上がない。これは努力する目標がないでしよう。そうじゃなしに、やはり民主化しておらぬ点があるのだ。この自覚を持つておるかどうかが私は大事だと思うのです。この点どうでしようか。私どもが一番民主化していると、こうおっしゃるのでですがね。京都の人はそうは思わぬ。大臣、どういうふうに見られますか。

民主化しておると……。  
○國務大臣(大麻唯男君) いい方じや  
ないでしようかね。  
○鬼田得治君 その認識を持つて御努  
力してほしいと思います。  
○國務大臣(大麻唯男君) それだから  
といって、自分が一番だからといつ  
て、もう反省する必要がない、こうい  
うことを申し上げるのでは決してござ  
いません。あなたの文章だつた大き  
なありますよ。御説明いたします——  
そんなよけいなことは要らぬ。説明する  
でいいやないか……。(笑声) そういう  
た言葉の端まで言えばいろいろござい  
ますよ。この報告書だつてすいぶん御  
丁寧な報告書でござりますよ。(笑声)  
それだから、こういうことを委員会で  
私ども申し上げられるということは、  
これはやはり民主化しているゆえんで  
はないでしょうか。委員会でこんなこ  
とは言えませんでしたよ。ほんとう言  
うと失礼ですもの。けれども、言つ  
たつてとがめられないだろうという、  
こういう安心感があるから、何でもか  
でもさつくばらんに申し上げられるで  
す。(藤原道子君「警察はそうではな  
いですよ」と述べ) そうですか。(笑声)  
○鬼田得治君 大臣自身は、一番民主  
化されているとはお考えになつておら  
ぬようですから、やはりこれは、そう  
いうふうな覚悟で努力してほしい。と  
ころが京都の本部長は、たとえば先  
だってこの事件が起きたのちに、警察  
の本部から人権尊重についての通達  
を出しましたね。私どもそのことを聞  
いたわけです。その通達が皆さんの方  
にも来ておるはずですが、聞いたので  
す。そうすると本部長は、いや私の方

は、ああいうものが来ないでも、もう争もできませんけれども、そういう思は上つた考え方、これはだれが今の警察の衝にいたつて、一朝一夕にすぐ国民の期待に沿えるようにということには、この大きな機構というものがすぐなるとはだれも考えませんよ。やはりその実態をほんとうに認識して、そういう御努力をなさることを私ども期待しているのです。ところが、そういうことをおっしゃるわけですね。だから、こういう点は十分一つ大臣の方で注意してやるようにお願いしたいと思います。あるいはほかの府県でも、そんなことを思つておる人があるかもしれませんねが、自分のことはよくわからぬい、これは一つお願ひしておきます。

が、私は、はつきりこれは、この間経験いたしましたのですから、これは石井警察庁長官が直接御担当の方ですか、くれぐれも御注意いただきたいと思います。

○政府委員(石井榮三君) 警察官が国民の皆様に対して、絶えず懇切丁寧でなければならぬということは、初任の巡査のときから機会あるごとに教えておるのでございますが、なかなかこれが十分に徹底しないうらみがあるのは、まことに申しわけないと思っておりますが、今後とも指導教育の面については、一そう力を入れまして、御期待に沿うように、一日もすみやかに

おられます。

○委員長(高田なほ子君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(高田なほ子君) では連記を始めます。

○電田得治君 それでは、法務省の方に若干……。検察庁の関係でも、深夜逮捕、これはもう全く問題にならぬことだと、これははつきりお認めになつておるわけです。この点の責任を明確にしろといふことが一つ。

それからもう一つは、不起訴処分に村松証人等を変更してやるべきではないかといふことが二つです。それから少年の余罪に関する裁判が続いておるのですが、これは私、少し何か処理のしようがあるのではないかと思つております。これが三つ。それから三月一日に村松証人を夕方になつても帰さなかつたわけですね。

私も、これがすでに人権をじゅうりんいたしましたものですから、これは石井警察庁長官が直接受けたのであります。今は、ほかの問題があまりにも大きいものですから、その点がずっと素通りしましておるわけですが、しかしこれは、おなじ任意に來ているものを、夕方を過ぎてもとどめおく、こんなことはとても許されることではないと、こう思つては、ほかの問題があまりにも大きいものではありません。そこには、ほかの問題があまりにも大きいものではありません。そこには、ほかの問題があまりにも大きいものではありません。

地検に伺いまして、末端の警察官がどういう勤務をしているかを私は見て参りました。百数十人の容疑者が一とこにまとまっている空氣というものは非常に異様な空氣です。反逆と哀れみの満ちた、くさい陰惨な空氣の中で、警官はこれに対峙して監哨している、その監哨する場合には交渉をするわけですが、その交渉をして空氣を抜く場所が警官に与えられていないのです。

○委員長(高田なほ子君) 御苦労様でございました。

○委員長(高田なほ子君) では、速記を起して下さい。

長時間、大蔵国務大臣にはありがとうございました。

最後に、私が御要望申し上げたい点は、警官の機動力を發揮するために、警官の機動力を發揮するためには、その職務の特殊性から考えて、相手に職務制の強化ということが行われがちであります。その職務制の強化がややともすると、警官の民主化に非常な大きなブレーキをかけている結果になります。その職務の特殊性から考え、相手に職務制の強化ということが行われると思います。そういう点についておおざきに、森島検事を懲戒処分に付けてはどうするか等々御質問の点、お尋ねでござります。これは悪いことをきまつておることは仰せの通りでござります。不起訴処分になぜしないか、余罪の処理をしていることはよけいでは申します。

○政府委員(松原一彦君) 亀田さんの申しますことは、悪いくことにきまつておることは仰せの通りでござります。不起訴処分になぜしないか、余罪の処理をしていることはよけいでは申します。

もう一つ、そういうこまかい具体的な解決すべき問題が、先ほど申し上げたように、約五つ、六つあるわけですね、これらとは離れてですね、どうも

裁判所へ証人に出るのがちょっと工合が悪い、こういう印象を與えたことで

それが、それらとは離れてですね、どうも

裁判所へ証人に出るのがちょっと工合

が悪い、こういう印象を與えたことで

それが、それらとは離れてですね、どうも

裁判所へ証人に出のがちょっと工合

が悪い、こういう印象を與えたことで</

については、皆さんの御意見も承わりたいし、私どもも実はいろいろと考えて、意見はございますが、こういう印象を与えることによって、証人がこわがつて今後出てこないというようなこ

限つて行う、こういうふうな態度で臨むべきである、かようと思つております  
して、近く会同等もござりますので、  
その点をさらに徹底したい、かように  
思つております。

する者もありましょうし、法によつてこれを逮捕すべき必要もございましょうと思うのであります。しかし、今度の私どもがしまつたというのは、あとから顧みて、ほんとうの犯人が現われ

任をもとる、せんじて受ける、こういう態度を常に持つておつてもらいたいと思います。間違つたら私も責任をとる、こういう気持でやつておりますので、

とのないようにいたしたい。苦慮いたしておりますところで、対策というものは今はつきり申し上げられません

○龜田得治君 十分内部のそういう徹定の方法は一つよく考えてもらいたい。

て、そうしてこれは誤謬であつたとい  
う結果から見て、まことに困つたと、  
こう思うのであります。しかし、今後

今のお意見をことにごもどともと思  
いますので、よく内輪でも相談いたし  
ますけれども、法務大臣が病氣で、こ  
二二年自ら

○政府委員(長戸寛美君) この問題については現在検討中でござりますけれども、今、表を持っておりませんが、多いときには一年間に証人として二十三万人ぐらい、これは一人の者が三回呼ばれれば三人として計算してございますけれども、そのようなくさんの証人の調べがあるわけでございます。その中で、身柄を逮捕いたすものは非常に少いのでござりますけれども、私どももいたしましては、昭和二十八年に最高検におきまして、特に法廷で訴言をして、すぐその場からその者を取り調べるというふうなことは妥当でない、原則的には妥当でない、そういう

な意味のことも若干ありましたので、やはり私の希望を申し上げますが、やはり今度の事件の処分の仕方だと思思いますね。ああいう逮捕なんかをやるのは、やはりこれはもう逮捕をやった方が間違つておったんだ。まあ個人としては、なはだ氣の毒でありますけれども、そういうことをやはり現実に国民に示すこと以外に、國民を安心させる方法はなかろうと思います。で、その処分と同時に、私は、やはりそういう証人という問題について、國民に対して、決しておそれないでやはり協力してもらいたいとか、そういうふうな処分と同時に、意を尽した声明なり、そ

て、複雑多岐にわたる事件を処理しますのですが、それはよほどしっかりした信念を持って当然なければならぬ、一々おつかなびっくりでは、それはとてもできるものではないと思います。それで私は、もし検事全体に危惧を起させて、そうして検事の正しい考え方の上にちゅうちょせしめるようなことがあつてはならぬというので、私は、検事が責任を追及するところに誤まりがあつたとしたならば、私が責任をとると申したのですが、正しいことを行うことに對しては、私はもう断じてあります。信念が引いちやいかぬと思います。信念を持つて行う。それが間違つておつた

臣は独自の立場を持っておりまして、検事のあり方ということについては、常にいろいろ言っておりますので、私も承知をいたしております。今後は御意見の通りに私ども考えて、せいぜい反省し、かつ努力いたしたいと思います。御了承願います。

○委員長(高田なほ子君) 長時間どうもありがとうございました。

本日は、これをもって散会いたしますが、その前に、本件の取扱いにつきましては、委員長及び理事会打合会においてあらためて御協議することにいたしたいと思います。御了承をお願いいたします。

ふうなことはせぬようという連達を出  
しておるわけであります。今回の  
その日に直ちに調べた案件ではござい  
ませんけれども、私どもとしては、公

ういうものはやはり法務省として考えてもらいたいと思うんですね。その二つですね。その二つを用意してもらいたいと思います。そうして内部における

ら、いさぎよく責任をとる、この二つ  
だと思いますね。上司の方も、お前の  
信ずるところを断行しろ。ただし間  
違つておつたら処分するぞ。よろしい

それでは散会をいたします。  
午後六時五十一分散会

判中心主義という建前から、検事のところで言ったのと、公判廷で言ったのと違うからということだけで、直ちに

るそういう徹底は、これは検事の会同等において十分やつてもらいたいと思いますが、私は、外部に対しては、結

引き受けた。こういうことでいかなくちやならぬと思います。こういう職務にある人たちが、一々、またしかられ

一、堀春防止法案（予備審査のため  
の付託は五月九日）

偽証云々といふうに間接すべきものでないことはもちろんでありまするし、それにはむしろ反対尋問の活用をするということをもつと徹底いたしまして、偽証でもつて取り調べる、あるいは逮捕してまで取り調べるというのには十分戒心して、やむを得ざるものには

○政府委員(松原一彦君) 御高見まさに  
局そういう二つの点をよく検討して  
やつてもらいたいと思ってるんです  
が、いかがでしようか。

はせぬか、またとがめられはせぬか、また間違ないかと、いうような態度をもつて職務に臨むことは私はよろしくはない。だから行うことは断じて行うのが、それは確信の上に立つて行うのであって、間違っておつたら、その重責にいる以上、責任をとる、いかなる責

卷之三

昭和三十一年五月二十二日印刷

昭和三十一年五月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局